

紫波町水分地区における地域計画策定経過

～ 地域で独自に水分地区地域計画策定委員会を設立し策定した水分水田農業ビジョンの事例 ～



令和 7 年 4 月

紫波町産業部 産業政策監

目 次

本報告書作成のねらい	- 2 -
第 1 章 水分地区における地域計画の作成	- 3 -
1.地域計画と農用地利用規程の比較と課題（紫波町）	- 3 -
2.水分地区の担い手と作付面積の状況（策定委員会）	- 5 -
3.水分地区地域計画策定委員会の設立（策定委員会）	- 6 -
4.策定委員会の活動実績（策定委員会）	- 7 -
5.地域計画策定のために活用したデータの体系（紫波町）	- 8 -
6.紫波町農政課が支援した内容（紫波町）	- 9 -
7.策定した地域計画（水分水田農業ビジョン）（策定委員会、紫波町）	- 10 -
第 2 章 地域計画策定のために活用したデータの内容	- 21 -
1.今後の担い手と農地の需給見通し（紫波町）	- 21 -
（１）個人経営の農業経営体数と供給農地面積の予測値	- 21 -
（２）認定農業者の経営耕地面積と拡大目標面積	- 22 -
（３）供給過剰となる農地面積の試算値	- 23 -
（４）基幹的農業従事者の見通し	- 24 -
2.水分地区営農意向調査（策定委員会）	- 26 -
（１）営農意向調査対象者数と回収率	- 26 -
（２）作物別経営方向	- 27 -
（３）水稻の経営方向	- 28 -
（４）認定農業者の水稻作付面積の意向	- 30 -
（５）経営規模拡大・縮小の方法	- 31 -
（６）農業後継者の状況	- 32 -
（７）今後の水田農業のあり方	- 34 -
3.経営規模拡大意向経営体インタビュー調査（策定委員会、紫波町）	- 37 -
（１）インタビュー調査結果（策定委員会）	- 37 -
（２）うるち米ともち米の経済性比較試算（紫波町）	- 38 -
4.今後の水田作経営の担い手と地域別農業課題と農業のあり方（紫波町）	- 40 -
（１）今後想定される水田作経営の担い手の姿	- 40 -
（２）地域別農業の課題と今後の農業のあり方	- 41 -
5.水分地区の今後の農業のあり方の検討視点（紫波町）	- 42 -
（１）水田作メガファームの育成	- 42 -
（２）認定農業者を中心とする個人経営体の経営規模拡大	- 42 -
（３）就農形態別新規就農者確保	- 43 -
（４）農地の一元的管理主体創設	- 44 -

※目次項目の（ ）内は実施主体、策定委員会とは水分地区地域計画策定委員会

本報告書作成のねらい

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和6年度中に全国の市町村で地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を策定することとなり、紫波町では26地区の地域計画を策定しました。

策定に係る時間が限られたことと各地域での地域計画に対する関心に大きな差があったことから、地域との協議経過や策定された地域計画には熟度に差があります。

本報告書で取り上げる水分地区では、町内で唯一独自に、水分地区地域計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、水分地区で独自に営農意向調査と経営規模拡大意向経営体のインタビュー調査を実施し、地域計画を作成しました。

策定委員会で実施した営農意向調査は、紫波町農政課が実施した営農意向調査の項目と異なり、自分の代で農業をやめるという選択肢を設けるとともに、今後の水田農業のあり方についての項目を加えているため、将来の地域農業のあり方についてより詳しい分析が可能となりました。

また、今後の地域の農地の受け皿となる経営規模拡大意向を持つ法人や認定農業者にインタビュー調査を実施し、経営規模拡大にあたっての課題と課題解決のための検討視点を明らかにすることが出来ました。

策定委員会では、計画策定までに準備会、幹事会、委員会、全体説明会等約30回の打ち合わせ会を実施するなど、計画策定のために多くの時間と労力をかけています。

水分地区において、このような取組が可能だった理由は、①既に水分地区全体を包含する形で運営されていた水分営農組合があったことから、水分営農組合を母体として地域計画について組織的に意思決定するための策定委員会を設立することが可能であったこと。

②策定委員会の会長である農業委員が地域の将来の農業への危機感と地域農業が目指すべき姿のイメージを持っていたこと。③事務局長の水分営農組合長が水分地区全体の農業の実態と構成員の経営実態を熟知していたことが考えられます。

ちなみに農政課では、策定委員会の各打ち合わせに3名の職員が対応し、協議の場を設営するとともに、統計データの分析、農地の需給見通し、営農意向調査結果分析、経営規模拡大意向経営体のインタビュー調査結果分析、うるち米ともち米の経済性比較試算、目標地図の作成等の支援を行いました。

水分地区における地域計画の策定経過は、今後の各地区の地域計画の見直し作業の参考になる事例と考えられることから、報告書にまとめて公表するものです。

本報告書を各地区の地域計画の見直し作業に役立てていただければ幸いです。

第1章 水分地区における地域計画の作成

1. 地域計画と農用地利用規程の比較と課題（紫波町）

農業経営基盤強化促進法で規定されている農用地利用規程と地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）が類似していることから、地域計画の策定にあたり、地域計画と農用地利用規程を比較したものが表1-1です。

まず、両者は共に農業経営基盤強化促進法の中で規定されており、地域計画は同法17.18.19条に規定され、農用地利用規程は同法23条で規定されています。

農用地利用規程は農用地利用改善団体が策定し市町村が認定するとなっていますが、地域計画は市町村が策定主体で策定にあたり農業者等による協議の場を設置するとなっています。

農用地利用規程では、対象範囲が明確になっていますが、地域計画の範囲は、「自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域」となっており、対象範囲の定義が明確になっていません。

農用地利用規程は、農用地利用促進事業を実施する地区のみで策定されますが、地域計画は、市町村基本構想を策定した全市町村で策定するとなっています。

以上のことから、地域計画は、地域の農地利用について作成する計画ではあるものの、従来の農用地利用規程と比較し、地域で組織的な意思決定ができる意思決定主体が無いことと、対象範囲の定義が不明確となっているため、地域計画を策定する際に市町村が協議する協議対象が必ずしも組織的な意思決定主体となっていないという課題があります。

したがって、地域での協議の場を設定した際に出席者だけの意見のみで地域の総意と言っているのかという課題があります。また策定する地域の範囲を旧町村単位にするのか小学校学区単位にするのか集落単位にするのかという課題もあります。

紫波町地域計画の策定範囲は、従前の人・農地プランの策定範囲を踏襲したこともあり、旧町村単位の計画が8地区、集落単位の計画が18地区と旧町村単位の計画と集落単位の計画が混在しています。

今後の地域計画の見直しの中では、地域計画の策定範囲を含めた見直しや町が地域との協議を実施する場合の協議対象となる意思決定主体の創設が必要ではないかと考えられます。

表 1-1 地域計画と農用地利用規程の比較

名 称	地域農業経営基盤強化促進計画	農用地利用規程（特定農用地利用規程）
根拠条文	農業経営基盤強化促進法第 17、18、19 条	農業経営基盤強化促進法第 23 条
策定主体	市町村	農用地利用改善団体※ 1
策定方法	農業者等による協議の場の設置	市町村が認定
策定地区	基本構想を策定した全市町村	農用地利用規程策定地区
対象範囲	自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域	農用地利用促進事業を実施しようとする区域
計画の内容	一 地域計画の区域 二 前号の区域における農業の将来の在り方 三 前号の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 四 農業者その他の第一号の区域の関係者が前号の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置 ○農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示する	一 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項 二 農用地利用改善事業の実施区域 三 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項 四 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項 五 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 六 その他必要な事項
対象農業農者	○担い手 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想の目標所得水準達成者 ○多様な担い手 中小・家族経営、兼業農家 ○農作業受託サービス事業体	○認定農業者 ○特定農業法人 ○特定農業団体
特 例	対象区域内の農用地等の所有者等の 2/3 以上の同意を得ている場合 地域農業経営基盤強化促進計画に係る提案と利用権の設定等の農地中間管理機構以外への制限と自己借り戻しが可能。 ※ 2	特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

※1「農用地利用改善団体」とは、集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農地の地権者等からなる団体で、その区域内における農作業の効率化（例：機械の共同購入・共同利用）や農地の利用関係の改善（担い手への農地集積のための調整）等の「農用地利用改善事業」を実施する団体です。

その区域の農用地について権利を有する農業者等の 3 分の 2 以上の者が構成員となっていることが要件です。

※2「地域計画の特例」とは、農地中間管理機構は、前項の規定による申出（利用権の設定に係るものに限る。）を行った農用地等の所有者等から当該農用地等について同時に利用権の設定を受けたい旨の申出があつた場合であつて、当該利用権の設定により地域計画の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるときは、必要と認められる期間の範囲において、当該利用権の設定を行うものとする。

2.水分地区の担い手と作付面積の状況（策定委員会）

水分地区の全経営体数は 185 経営体で経営形態別の経営体数は、法人の経営体は水分営農組合の中に 2 経営体、水分営農組合以外が 4 経営体。個人の認定農業者は、水分営農組合の中に 9 経営体。認定農業者以外の個人経営体は水分営農組合の中に 9 経営体、水分営農組合以外が 9 経営体となっています。

水分地区の全作付面積は 713ha で経営形態別の作付面積は、水分営農組合の法人が 92ha、水分営農組合以外の法人が 231ha、個人の認定農業者では、水分営農組合の中の認定農業者が 55ha、認定農業者以外の個人経営体では、水分営農組合が 146ha、水分営農組合以外の個人経営体が 73ha となっています。

水分地区合計の作付面積では法人経営体が 323ha（45%）、非法人の生産組合 116ha（16%）、個人経営体が 274ha（38%）で団体経営体が占める割合が 61%となっています。

水分営農組合の非法人の生産組織 3 経営体は、水田転作の小麦 64ha、そば 52ha を作付けしています。

水分営農組合が、水分地区全体に占める経営体の割合は、経営体数で 93%、構成農家数で 91%と水分地区のほとんどの経営体が水分営農組合の組合員となっています。

水分営農組合が水分地区全体に占める作付面積の割合は、小麦が 75%、そばが 81%で転作物中心の作付を行っています。水分営農組合が水分地区全体の作付面積に占める割合は 57%となっています。

以上のように水分営農組合には水分地区のほぼ全部の経営体が加入しており、転作の小麦、そばを栽培しています。また同組合は、水分地区の転作のブロックローテーションの管理主体ともなっています。

表 1-2 水分地区における担い手と作付面積の状況

		① 水分営農組合					② 水分営農組合以外			③ 水分地区合計 ③＝①＋②	④ 水分営農組 合が占める 割合 ④＝①÷③
		認定農業者		個人 経営	生産 組合	小計	認定 農業 者	個人 経営	小計		
		法人	個人				法人				
経営体	経営体数	2	9	158	3	172	4	9	13	185	93%
	構成農家数	33	9	158	19	219	13	9	22	241	91%
作付面積 (ha)	水稻	12	55	146		213	55	69	124	336	63%
	飼料用米						15		15	15	0%
	W C S						34	2	36	36	0%
	小麦	43			64	107	36		36	143	75%
	そば	37			52	89	21		21	110	81%
	牧草					0	37	3	40	40	0%
	子実 トウモロコシ					0	15		15	15	0%
	野菜					0	18		18	18	0%
	計		92	55	146	116	409	231	73	304	713

資料：策定委員会の資料をもとに紫波町で作成

3.水分地区地域計画策定委員会の設立（策定委員会）

水分地区では、地域計画の作成と策定した計画の内容について地域全体で組織的な意思決定が出来るように、独自に水分地区地域計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置して地域計画の作成に取り組みました。

策定委員会の会長は、水分地区の農業委員、事務局長は水分営農組合長、事務局員の2名は農地最適化推進員になっています。

幹事は、今後の地域の担い手とされる認定農業者法人4経営体と個人認定農業者2名と土地改良区2、委員は、地域の環境保全組織の代表者2名、認定農業者の法人2経営体と個人経営体9名、集落営農組合の代表者、農家組合長等で構成されています。

表 1-3 水分地区地域計画策定委員会の構成員

役 職	人 数	属 性
会 長	1	農業委員
副会長	2	町議会議員 1、J Aいわて中央理事 1
幹 事	9	土地改良区 2、認定農業者法人 4、認定農業者個人 2、 農家組合長 1
事務局長	1	水分営農組合 組合長
事務局員	2	農地最適化推進員 2
委 員	19	環境保全活動組織 2、認定農業者法人 2、認定農業者個人 9 集落営農組合 組合長等 6
合 計	34	

資料：策定委員会

4.策定委員会の活動実績（策定委員会）

策定委員会では、独自に水分地区の全農家を対象とした営農意向調査と経営規模拡大意向を持つ経営体のインタビュー調査を行い、両調査の分析結果をもとに地域計画の作成が進められました。

地域計画を策定するために開催された事務局員会議、幹事会、委員会、地区全体説明会等の開催回数は29回となっています。

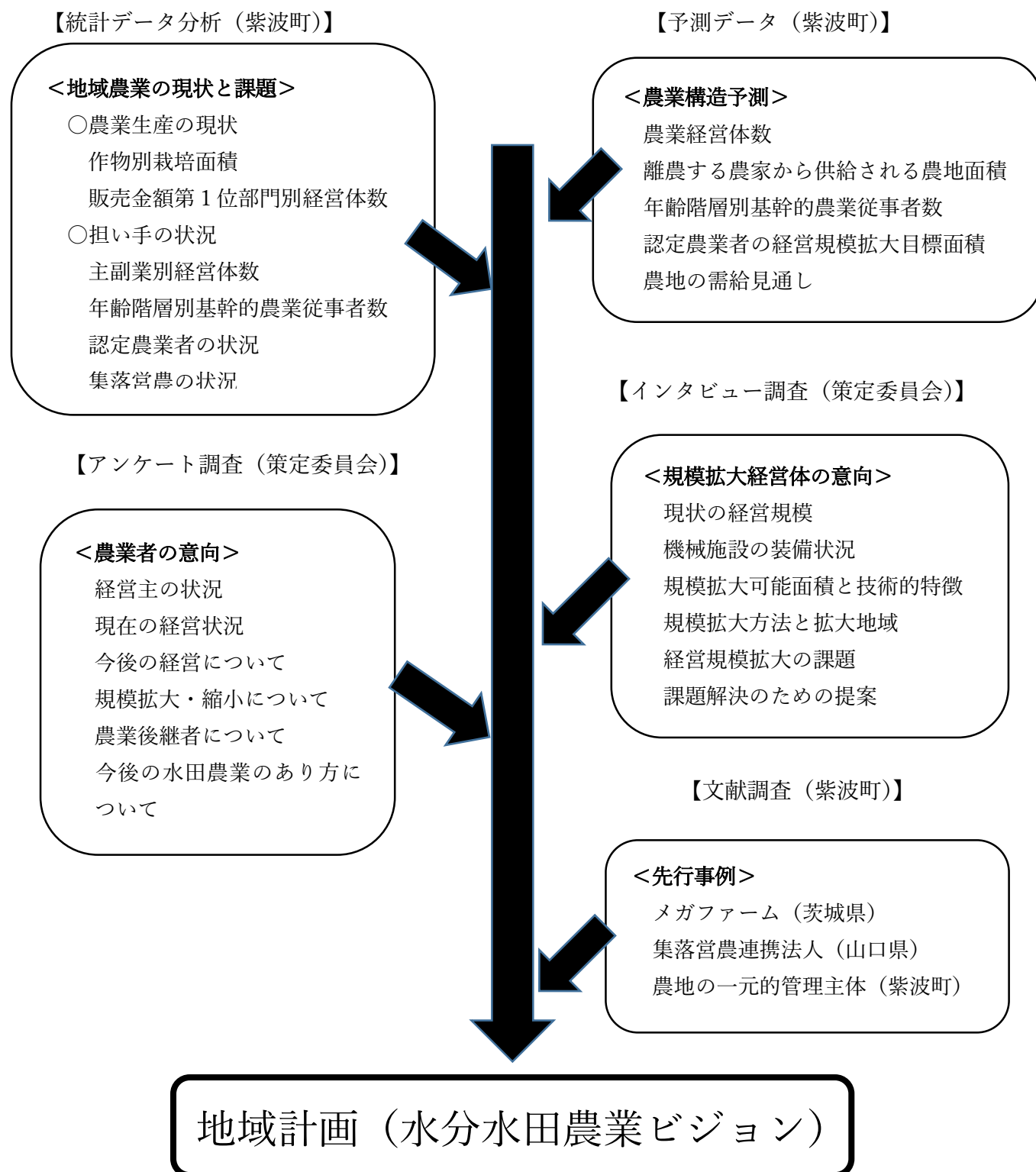
表 1-4 水分地区地域計画策定活動実績

回数	開催月日	参集範囲	検討及び協議事項
1	2024年3月	準備会	水分地区地域計画策定委員会立ち上げ準備
2	2024年3月21日	委員会	水分地区地域計画策定委員会立ち上げ
3	2024年4月3日	全体説明会	地域計画策定に向けた説明会
4	2024年6月25日	準備会	地域計画策定ロードマップ検討会
5	2024年7月5日	事務局会議	地域計画策定意向調査原案作成
6	2024年7月18日	幹事会	地域計画策定意向調査協議 ロードマップ確定・意向調査票確定
7	2024年7月24日	事務局会議	水分地区営農意向調査実施（発送・回収）
8	2024年8月20日	事務局会議	水分地区営農意向調査実施（発送・回収）
9	2024年10月1日～15日	紫波町農政課	水分地区営農意向調査分析
10	2024年10月17日	事務局会議	水分地区営農意向調査分析結果検討
11	2024年10月28日	事務局会議	水分地区営農意向調査分析結果検討
12	2024年11月1日	事務局会議	水分地区営農意向調査分析結果検討
13	2024年11月15日	事務局会議	水分地区営農意向調査分析結果検討
14	2024年11月18日	幹事会	水分地区営農意向調査分析結果報告・協議
15	2024年11月29日	全体説明会	水分地区営農意向調査分析結果報告 現状地図による話し合い
16	2024年12月6日	事務局会議	経営規模拡大意向経営体インタビュー調査
17	2024年12月11日	事務局会議	経営規模拡大意向経営体インタビュー調査
18	2024年12月19日	事務局会議	経営規模拡大意向経営体調査結果検討
19	2025年1月10日	事務局会議	経営規模拡大に向けた検討視点整理
20	2025年1月21日	事務局会議	うるち米ともち米の経済性比較検討
21	2025年1月22日	事務局会議	地域計画（水分水田農業ビジョン）原案作成
22	2025年1月24日	幹事会	地域計画（水分水田農業ビジョン）原案協議
23	2025年1月31日	事務局会議	地域計画実現に向けた事業導入検討
24	2025年2月8日	委員会	地域計画（水分水田農業ビジョン）案の確定
25	2025年2月19日	委員会	J Aいわて中央への地域計画説明と請願
26	2025年3月1日	全体説明会	地域計画（水分水田農業ビジョン）案の説明
27	2025年3月8日	委員会	水分地区地域計画策定委員会活動実績検討会
28	2025年3月1日～14日	紫波町農政課	地域計画（水分水田農業ビジョン）公告
29	2025年3月17日	紫波町農政課	地域計画（水分水田農業ビジョン）策定

5.地域計画策定のために活用したデータの体系（紫波町）

水分地区の地域計画作成にあたって活用したデータの種類は、統計データ、予測データ、アンケート調査、インタビュー調査、文献調査です。これらのデータの活用場面を体系的に示したのが図 1-1 です。

図 1-1 地域計画策定のために活用したデータの体系図



6.紫波町農政課が支援した内容（紫波町）

水分地域で独自に設置された策定委員会に対し、紫波町農政課が支援した内容は次の通りです。

- ①協議の場を設置（事務局員会議、幹事会、委員会、全体説明会）
- ②地域農業の現状と課題についての統計データ分析結果を提供
- ③農業経営体数と離農する農家から供給されてくる農地の予測データと農地の需給見通しデータを提供
- ④目標地図を作成するための現況図を提供
- ⑤水分地区営農意向調査の項目検討、営農意向調査分析、分析結果報告会への対応（幹事会、全体説明会）
報告内容「水分地区の担い手と農地の見通しと今後の対応方向」
- ⑥規模拡大意向経営体のインタビュー調査の項目検討と調査結果の分析
- ⑦うるち米ともち米の経済性比較試算（販売金額、乾燥機の償却費）を提供
- ⑧今後の地域農業の在り方の検討視点を提案（メガファーム、集落営農連携法人、農地の一元的管理主体）
- ⑨策定委員会の意向を反映した地域計画（水分水田農業ビジョン）の原案作成
- ⑩地域計画（水分水田農業ビジョン）検討会への対応（委員会、全体説明会）

<参考：水分地区の支援に要した時間の試算>

水分地区の地域計画策定の支援に要した時間を項目ごとに積算すると以下のように試算されます。

- ①協議の場の設営・会場準備・当日対応
開催数 29 回×2 人時間/回×3 人/回=174 人時間
- ②水分地区のデータ分析（統計データ、農地需給見通し、水分営農意向調査、規模拡大意向経営体調査）
8 人時間/日×4 日/1 テーマ×4 テーマ=128 人時間
- ③紫波町農政課実施意向調査集計・分析
8 人時間/日×4 日=32 人時間
- ④目標地図作成用データ作成（農家台帳、水田台帳）
8 人時間/日×4 日=32 人時間
- ⑤目標地図作成（現況、目標）
8 人時間/日×2 日×2 回（現況、目標）=32 人時間
- ⑥合計支援時間
合計=①174 人時間+②128 人時間+③32 人時間+④32 人時間+⑤32 人時間=398 人時間

紫波町で策定した地域計画数は 26 地区ですので、仮に全地区で水分地区と同様の取組を行った場合
作成に要する支援時間は、398 人時間/地区×26 地区=10,348 人時間と試算され、地域計画の策定には多
くの時間と人員が必要になると見込まれます。

7.策定した地域計画（水分水田農業ビジョン）（策定委員会、紫波町）

策定委員会の議論の中で地域計画は、水分地区の水田農業のあり方を示す水田農業ビジョンではないかとの提案があったことから、地域計画の副題として「水分水田農業ビジョン」を加えてあります。

地域の農業の現状と課題については、水分地区の現状と課題について地区全体で共通の理解が得られるように、農業生産の現状、担い手の現状、農地の需給見通し、水分地区の意向調査結果、規模拡大希望経営体のインタビュー調査結果を掲載しています。

地域における農業の将来の在り方については、策定委員会で承認された「水分水田農業ビジョン」をそのまま掲載しています。

地域計画（水分水田農業ビジョン）

地域計画の区域（法律 19 条 2-1）

策定年月日	令和 7 年 3 月 17 日
更新年月日	
目標年度	令和 17 年度
市町村名 (市町村コード)	紫 波 町 (03321)
地域名 (地域内農業集落名)	水 分 (上松本、升沢、宮手、下松本、吉水、小屋敷、上山、南伝法寺)

1 地域における農業の将来の在り方（法律 19 条 2-2）

（1）地域計画の区域の状況（参考様式 5-2）

区域内の農用地等面積	829 h a
①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	790 h a
②田の面積	731 h a
③畑の面積	113 h a
④区域内において、規模縮小意向のある農地面積の合計	59 h a
⑤区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	259 h a
（参考）64 歳以下の基幹的農業従事者の割合	21%
（参考）後継者が一緒に農業をしている経営体数	27 経営体

資料：紫波町農業振興計画、農林業センサス、水分地区地域計画策定検討委員会意向調査

（2）地域農業の現状及び課題

①地域農業の現状（参考様式 5-2）

ア 農業生産の現状（省令 19 条 2-1）

（ア）作物別栽培面積

水分地区は紫波町の西部に位置する平坦水田地域となっており、作物別の栽培面積は水稻 671ha、麦 156ha、野菜 25ha と町内を代表する稲作地域となっています。また畜産では、肥育牛 2 経営体、繁殖牛 17 経営体、養鶏 1 経営体あり、耕種農家と畜産農家が共存しているのが特徴です

(イ) 販売金額第 1 位部門別経営体数

農業経営の中で販売金額が第 1 位の部門別経営体数が最も多い部門は、稲作が 92 経営体、次いで肉用牛の 11 経営体で稲作と肉用牛が水分地区の経営の柱となっています。

イ 担い手の現状

(ア) 主副業別経営体数

農業を主業とする主業農家数は 23 経営体、準主業が 18 経営体、副業的農家が 77 経営体で主業農家のうち 65 歳未満の農業専従者がいる経営体の割合は、19%で兼業化が進んでいます。

(イ) 年齢階層別基幹的農業従事者数

2020 年の基幹的農業従事者数は 168 人で 70 歳～79 歳の年齢階層が 75 人と最も多く、64 歳以下は 35 人の 21%で高齢化が進んでいます。

基幹的農業従事者数は 2020 年の 168 人から 2035 年には 71 人（2020 年対比 42%）に減少すると見込まれ、64 歳以下の基幹的農業従事者は 35 人から 2035 年には 12 人（2020 年対比 34%）に減少すると見込まれます。

この結果 65 歳以上の高齢化比率は 2020 年の 79%から 2035 年には 83%に上昇すると見込まれます。

(ウ) 認定農業者の状況

2020 年 2 月現在の認定農業者数は、30 経営体で経営耕地面積は 318ha となっています。このうち個人経営が 22 経営体、法人が 8 法人で、経営耕地面積は、個人経営体が 135ha、法人が 183ha と法人の経営耕地面積が多くなっています。

(エ) 集落営農の状況

水分地区には、転作のブロックローテーションを統括している水分営農組合があり、地区のほとんどの農家が加入しています。

水田作大規模法人として農事組合法人水分農産があり、100ha を超える経営規模で米、麦、子実トウモロコシ、タマネギ等を栽培するとともに、そば、麦、稲の作業受託を行い、地域の農地の受け皿となっています。

ウ 農業経営体数と農地の需給見通し

(ア) 個人経営の農業経営体数と供給農地面積の予測値

個人の農業経営体数は 2020 年の 118 経営体から 2035 年には 53 経営体(2020 年比 45%)に減少し、2035 年までに離農した農家から 144ha 農地が供給されてくると予測されています。

<出典：農研機構 農業情報研究センター>

(イ) 認定農業者の拡大目標面積

認定農業者の拡大目標面積は 69ha で、そのうち個人経営体が 22ha、法人が 46ha で法人の認定農業者の方が拡大目標面積が多くなっています。

(ウ) 供給過剰となる経営耕地面積の見通し

離農した農家から供給されてくる供給農地面積の 144ha から、認定農業者の拡大目標面積の 69ha を差し引いた供給過剰農地面積は、2035 年に 75ha になると試算されます。

この供給過剰農地は、荒廃農地になることが懸念されています。

エ 営農意向調査（水分地区地域計画策定検討委員会）

（ア）作物別作付面積の意向

水稻、牧草、WC S、子実トウモロコシでは作付拡大意向面積があるものの、そば、飼料用米の作付拡大意向面積はほとんどない状況です。肉用牛は53頭の増頭意向があります。

表 1-5 作物別今後の経営意向と作付面積

作物		作付面積（a）・飼養頭数（頭）				
		① 増やす	② 現状維持	③ 減らす	④ やめる	⑤ 実拡大面積・頭数 ⑤=①-③-④
耕種 （a）	水稻	8,193	23,645	1,874	3,108	3,211
	飼料用米	200	471	187	-	13
	小麦	5,104	7,695	140	215	4,749
	そば	83	8,684	-	-	83
	牧草	4,625	933	84	311	4,230
	WC S	4,200	1,008	-	-	4,200
	子実トウモロコシ	3,500	-	-	-	3,500
畜産 （頭）	繁殖牛	53	42	3	11	39

（イ）水稻の今後の意向

水稻の今後の経営意向は、現状維持が111経営体（68%）で最も多く、増やすは18経営体（11%）、減らす・やめるが35経営体（21%）となっています。減らす・やめる面積が50haで増やす面積が82haなので農地の需要量の方が多くなっています。

表 1-6 水稻の今後経営方向

	増やす	現状維持	減らす	やめる
経営体数、（構成比%）	18（11%）	111（68%）	10（6%）	25（15%）
作付面積(ha)	82	236	19	31

認定農業者の経営形態別では、個人の認定農業者は現状維持が11経営体で最も多いのに対し、法人は回答経営体がすべて増やすと回答し、法人の拡大意向が多くなっています。拡大面積は個人経営が21ha、法人が44haで法人は個人経営の約2倍の拡大意向面積となっています。

表 1-7 認定農業者の水稻の今後の経営意向

		増やす	現状維持	減らす	やめる	無回答
経営体数	認定農業者個人	4	11	1	0	1
	認定農業者法人	4	0	0	0	2
作付面積(ha)	認定農業者個人	21	62	9	0	1
	認定農業者法人	44	0	0	0	2

水分地区全体では、今後５年以内では、農地の供給量より需要量が多く、供給過剰農地は生じないのではないかと試算されますが、地区によっては農地の供給量が農地の需要量を上回る地区が出てくると試算され、地区を超えた農地の集積が必要になると見込まれます。

表 1-8 地域別水稻作付面積の需給見通し試算

地 区	水稻作付面積(a)				
	①増やす	②現状維持	③減らす	④やめる	⑤需給試算 ⑤=③+④-①
上松本第 1	0	1,541	0	0	0
上松本第 2	206	1,385	96	615	505
升沢	100	3,264	125	166	191
宮手第 1	1,000	3,183	880	68	▲ 52
宮手第 2	1,020	5,847	286	275	▲ 459
下松本	950	1,734	118	37	▲ 795
吉水	1,157	132	0		▲ 1,157
小屋敷第 1	360	1,175	39	627	306
小屋敷第 2	2,500	245	0	211	▲ 2,289
南伝法寺第 1	0	1,822	0	100	100
南伝法寺第 2	850	844	50	507	▲ 293
南伝法寺第 3	50	810	0	65	15
南伝法寺第 4	0	1,662	280	436	716
計	8,193	23,645	1,874	3,108	▲ 3,211

(ウ) 農業後継者の状況

自分の代でやめるが 57 経営体 (31%) で最も多く、次いで農業に従事していないが 52 経営体 (29%)、決まっていないが 46 経営体 (25%) で一緒に農業をしているのは 27 経営体 (15%) と少ない状況となっています。

自分の代でやめると回答した経営体の割合は水分地区田体では 31% ですが、地区別では自分の代でやめると回答した経営体の割合が 50% を超える地区があります。

表 1-9 農業後継者の状況

	一緒に農業を している	農業に従事 していない	決まってい ない	自分の代で やめる	計
経営体数	27	52	46	57	182
構成比	15%	29%	25%	31%	100%

表 1-10 自分の代でやめると回答した経営体数

地 区 名	経営体数	経営体数の割合
上松本第 1	3	43%
上松本第 2	10	48%
升沢	4	17%
宮手第 1	3	14%
宮手第 2	6	33%
下松本	3	19%
吉水	0	0%
小屋敷第 1	7	54%
小屋敷第 2	3	38%
南伝法寺第 1	7	58%
南伝法寺第 2	5	38%
南伝法寺第 3	3	30%
南伝法寺第 4	3	18%
計	57	31%

(エ) 今後の水田農業のあり方

今後の水田農業のあり方として、個人の担い手と担い手組織の連携強化を挙げた経営体が 70 経営体 (25%) と最も多く、次いで担い手への集積 62 経営体 (22%)、農地のブロック化、環境保全活動組織と担い手の連携強化、農用地の利用調整機能強化、担い手の体制強化となっています。

認定農業者の経営形態別では、個人の認定農業者は担い手への農地の集約の回答割合が最も多く、法人では、環境保全活動組織と担い手組織の連携強化の回答割合が最も多くなっています。

表 1-11 今後の水田農業のあり方

	担い手への 農地の集約	農地利用の ブロック化	個人の担い 手と担い手 組織の連携 強化	環境保全活 動組織と担 い手の連携 強化	担い手の体 制強化	農用地の利 用調整機能 の強化
経営体数	62	47	70	41	29	33
構成比	22%	17%	25%	16%	10%	12%

注：重複回答あり、四捨五入しているため合計値は 100% になっていない。

構成比は、全回答数に対する回答数の割合である。

オ 担い手のインタビュー調査（水分地区地域計画策定検討委員会）

経営規模拡大意向を持っている 10 経営体へのインタビュー調査を行った結果、担い手が抱える課題と課題解決のための検討視点が次のように整理されました。

表 1-12 経営規模拡大意向経営体のインタビュー調査結果

担い手が抱える課題	課題解決のための検討視点
①働き手がいらない	○法人化して従業員として雇用する必要がある。農家のみで法人化するより農業関連企業との法人化がいいのではないか、 ○設立する法人に J A が出資することはできないのか。 ○農業は冬場の作業がないため従業員の周年雇用が難しい。水分地区の農業者、酒造業者、観光業者が特定地域づくり事業協同組合を設立し、組合員に人材を派遣する取り組みをつくれぬか。
②機械施設の整備が必要	○特に乾燥調製・作業がネックとなっている。担い手が規模拡大するためには乾燥調製施設の整備が必要、水分地区でライスセンターが整備できればいいのではないか。 ○現状の担い手が連携し既存の乾燥調製施設を品種ごとに分担するとか乾燥調製施設に特化する法人があればいいのではないか。
③もち米は、うるち米に比較し、乾燥調製作業やカメムシ防除作業時間が多くかかる。また銀河のしずくとも刈り取り作業が競合するため規模拡大が出来ない。	○作業効率を上げて経営規模拡大を図るためには、栽培品種をうるち米に移行していく必要があるのではないか。
④現行の水稻生産技術では規模拡大が限界	○密苗疎植、露地プール育苗、乾田直播、ドローン直播、汎用コンバインで水稻刈取等、新たな省力技術の導入が必要ではないか
⑤現行の転作物作では、小麦の播種とそばの乾燥調製、稲刈り作業が競合するため規模拡大できない。	○そばの作付面積を減らし、子実トウモロコシや大豆の作付面積を増やし作業時期の平準化を進め経営規模拡大を図ることが必要ではないのか。
⑥水稻の拡大希望面積が少ない。	○牧草、W C S は拡大希望があることから、飼料用作物の栽培面積を拡大し、繁殖牛経営の粗飼料確保と資源循環を進めることが必要ではないのか、また水田放牧も検討する必要があるのではないか。
⑦隣接地区の借地もあり作業効率が悪い。	○隣接地区と水分地区の担い手が話し合って他地区の借地を交換し、それぞれの地区内の担い手に農地を集積する必要があるのではないか

(3) 地域における農業の将来の在り方（法律 19 条 2-2、参考様式 5-2）

意向調査結果、インタビュー調査結果をもとに水分地区の農業の将来の在り方を水分水田農業ビジョン（以下、水田農業ビジョンという）としてまとめました。

水分水田農業ビジョン

<ビジョン>

[担い手]

○水田作メガファーム、集落営農、認定農業者、個人経営体、多様な担い手等による効率的で持続可能な営農が行われている。

（水田作メガファームとは経営規模 100ha 以上の水田作法人経営）

[農業生産技術]

○水田作メガファームや認定農業者が経営管理意識の高い経営を行っている。（低コスト生産、生産管理、雇用管理、資金管理）

○スマート農業や環境負荷の低減技術を積極的に導入し、収益性の高い営農が行われている。

[農地利用]

○水分地区の農地情報が一元的に管理され、担い手への集積と生産圃場の団地化が進み、生産性の高い農業生産活動が行われている。

○環境保全活動組織と担い手が連携し、未利用農地や耕作放棄地の発生が防止され農地が有効活用されている。

[推進組織]

○水田農業ビジョンを推進するための組織が設立され、具体的に進められている。

<環境分析>

[外部環境の変化]

①気象

温暖化の進行により、うるち米ともち米の収穫時期が競合するとともに、もち米の品質維持のために二段乾燥が必要になってきています。

②米の販売環境

主食用米の需給ひっ迫により、うるち米の価格が上昇し、もち米の価格優位性が低下しています。

③農業生産技術

実用的なスマート農業機械の開発が進み先進地で導入が進み始めています。

みどりの食料生産システム戦略に基づき環境負荷を低減する農法が推奨されてきています。

肥料、飼料、機械施設の価格高騰により生産コストが上昇し経営収支が悪化してきています。

④労働力不足

日本全体で少子・高齢化が進み、全産業で労働力が不足してきているため、水分地区でも農業労働力の確保が困難になってきています。

定年制の延長により、定年退職後に農業に還流してくる人材が減少してきています。

⑤農地利用

農地の貸借が農地中間管理機構に集約され一元的な農地調整が可能となりました。

〔内部環境の変化〕

高齢化して離農する農業経営体が今後急増し、認定農業者だけでは、離農する農家の農地を活用しきれず、大量の農地が供給過剰となり荒廃農地が発生することが懸念されます。

分析結果の詳細は、第2章地域計画策定のために活用したデータの内容と産業政策監調査研究報告第35号「紫波町水分地区の担い手および農地の見通しと今後の対応方向」参照

<重要成功要因の選定>

水田農業ビジョンを実現するために必要な重点成功要因を、担い手、農業生産技術、農地利用の分類ごとに整理すると次の14項目となります。

〔担い手〕

- ①法人化により他産業並みの就労環境整備（厚生年金、社会保険）
- ②新規法人設立に対するJ Aの出資要請
- ③農業関連企業との法人化検討（農機具メーカー、食品会社、建設会社等）
- ④個人経営の担い手の協業化推進（乾燥調製作業等）
- ⑤特定地域づくり事業協同組合の設立検討（農業者、酒造事業者、観光事業者等）

〔農業生産技術〕

- ⑥水分地区の乾燥調製施設の整備
- ⑦担い手の連携や役割分担による既存乾燥調製施設の効率的利用促進（品種別、乾燥調製特化等）
- ⑧水稻の生産性向上を図るため品種構成を再検討
- ⑨畑作物の合理的輪作体系の確立による作業時間の平準化と規模拡大
（麦、大豆、子実とうもろこし）
- ⑩肉用牛の粗飼料確保に向けた牧草、WCSの生産拡大と飼料のペレット化検討
- ⑪水田作経営体と肉用牛経営体の連携による堆肥の有効活用と資源循環型農業確立
- ⑫水田作メガファームを対象にしたスマート農業機械の導入促進

[農地利用]

- ⑬水分地区と隣接する地区の担い手の出入り作を解消し、地区の担い手に集積
- ⑭生産圃場の団地化と生産性向上に向け、水分地区の農地情報を一元管理する主体創設検討

<重点成功要因の評価>

重点成功要因を、①実行の容易性、②効果・成果が期待できるか、③成功する確率が高いか、④新しさ、斬新さがあるかの評価項目で評価すると以下のとおりです。

今後これらの評価を踏まえながら優先順をつけて順次具体化に向けた取組を進めます。

表 1-13 重点成功要因評価表

重 点 成 功 要 因	①実行の容易性	②効果・成果が期待できる	③成功する確率が高い	④新しさ、斬新さがある
①法人化	◎	◎	◎	
②新設法人へのＪＡへの出資	◎	○	○	
③農業関連企業との法人化	△	◎	△	◎
④個人担い手の協業化	◎	◎	◎	
⑤特定地域づくり事業協同組合設立	△	◎	△	◎
⑥水分地区の乾燥貯蔵施設整備	△	◎	◎	
⑦担い手連携による乾燥調製施設の効率運用	◎	◎	○	
⑧水稻品種構成再検討	◎	◎	◎	
⑨畑作物の合理的輪作体系確立	◎	◎	◎	
⑩飼料用作物生産拡大	△	○	△	
⑪耕畜連携による資源循環推進	△	○	△	
⑫スマート農業機械導入促進	○	◎	◎	
⑬水分地区と隣接する地区の出入り作解消	◎	◎	○	
⑭農地情報の一元的管理主体の創設	◎	◎	◎	

凡例：◎大いにある、○ある、△少しある、空欄該当しない

評価方法：幹事会での協議

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（法律 19 条 2-3）

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針（省令 18 条 2、参考様式 5-2）

水田農業ビジョンの実現に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動を通じ、農地中間管理事業を活用しながら担い手への農地集積と集約化を進めます。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標（省令 18 条 3、参考様式 5-2）

現状の集積率	78%	将来の目標とする集積率	85%
--------	-----	-------------	-----

（3）農用地の集団化に関する目標（省令 18 条 4、参考様式 5-2）

現状の圃場の分散錯圃や経営規模拡大に伴う圃場分散による生産性の低下を防止するため、目標地図の作成とローリングを通じて作付作物の団地化を進めます。

特に隣接する古館地区への出入り作が多いことから、古館地区の担い手と協議し、それぞれ地区内での農地の集積を進めます。

3 農業者及び区域内の関係者が 2 の目標を達成するために取組む内容（法律 19 条 2-4、省令 18 条 5）

（1）農用地の集積、集団化への取組（参考様式 5-2）

水田農業ビジョンの実現に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動を通じて貸し手と借り手の掘り起こしを行うとともに、目標地図の作成とローリングを行いながら、担い手への農地の集積と作付作物の団地化を進めます。

（2）農地中間管理機構の活用方法（参考様式 5-2）

農地中間管理事業を活用した農地の貸借を進めるとともに、水分地区の農地情報の一元的管理を進め、地域の合意が得られる場合は、農地中間管理事業を活用して地域の農地を一元的に管理する主体の創設を進めます。

（3）基盤整備事業への取組（参考様式 5-2）

水田農業ビジョンの実現に向け、基盤整備が必要な場合は、関係機関と連携し事業計画の作成に取り組みます。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組（参考様式 5-2）

地域で担い手が確保できない場合は、地域計画の目標地図作成時に、新規就農者のための農地の確保や農業体験農園による多様な担い手の確保を検討します。

また、法人化にあたっては、地域の担い手にのみ留まらず農業関連企業との連携も視野に検討を進めます。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体への農作業委託の取組（参考様式 5-2）

栽培管理技術を必要とする育苗、田植え、刈り取り、乾燥調製作業等の作業は、地域の水田作メガファームや個人の認定農業者に作業を委託します。

栽培管理技術を必要としないドローン作業や除草作業等は、紫波町内でドローンによる防除や除草作業の受託を行っている企業の農業支援サービス事業体への作業委託を進めます。

J A による農業支援サービスの強化について、岩手中央農業協同組合と意見交換を進めます。

【任意記載事項】

レ	①鳥獣害被害防止対策
レ	②有機・減農薬・減肥料
レ	③スマート農業
レ	④畑地化・輸出等
	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等
レ	⑦保全管理
レ	⑧農業用施設
レ	⑨耕畜連携
レ	⑩その他（みくまると脱炭素先行地区）

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害対策の集落点検マップ等を作成し被害の実態把握と対策の状況の視覚化を進めます。
- ②水稻は耕畜連携により堆肥を施用し減肥を進めるとともに、現在取り組んでいる特別栽培米を段階的に有機農業に切り替えていくことも検討します。
- ③水田作メガファームを対象としたスマート農業の普及を進めます。
- ④地域ブランドもちもち牛の販路拡大のため輸出も検討していきます。
- ⑦奥羽山脈に隣接する畑地では、放牧等による農地の保全も検討していきます。
- ⑧担い手が連携し乾燥調製施設の効率利用を進めるとともに、地区の乾燥調製施設の新設について関係機関と検討を進めていきます。
- ⑨水分地区で生産された飼料作物（牧草、WC S、子実とうもろこし）を地域の畜産経営体に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、耕種経営体に供給し地域での資源循環を進めます。
- ⑩バイオ発電で生じる消化液を地域内の子実とうもろこし等の圃場に還元し、肥料費の削減に取り組むとともに電気の地産地消を進めます。

4 地域の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）（法律 19 条 3）

5 目標地図

第2章 地域計画策定のために活用したデータの内容

1. 今後の担い手と農地の需給見通し（紫波町）

（1）個人経営の農業経営体数と供給農地面積の予測値

- 農研機構農業情報研究センターによると紫波町の個人経営の農業経営体数は、2020年の1,178経営体から2035年には529経営体（2020年対比45％）に減少し、離農する経営体から1,097haの農地が供給されてくると予測されています。
- 2035年に供給されてくる農地の内訳は、田920ha、畑94ha、樹園地82haとなっています。
- 水分地区の個人経営の農業経営体数は、2020年の118経営体から53経営体（2020年対比45％）に減少し、供給されてくる農地は144haで、そのうち田が135haとなっています。供給されてくる144haの農地は、2020年の農地面積323haの45％に相当します。
- 2020年に対する2035年の農家残存割合は、紫波町平均で45％、日詰地区40％、古館地区37％、志和地区42％、赤石地区40％、彦部地区45％、赤沢地区55％、長岡地区46％で、水分地区の残存農家割合は町平均と同じ程度ですが、隣接する日詰地区と古館地区の残存農家割合が低くなっています。

表 2-1 個人経営の農業経営体数と離農により供給されてくる農地面積の予測値

地区	農業経営体数				離農により供給されてくる農地面積(ha)						
	2020年	2025年	2030年	2035年	2025年	2030年	2035年	2035年			
								田	畑	樹園地	計
日詰	31	24	17	12	8	16	24	19	4	1	24
古館	106	76	55	39	27	54	78	56	8	15	78
水分	118	94	72	53	43	94	144	135	9	1	144
志和	205	153	115	87	80	167	248	225	19	4	248
赤石	134	99	73	53	55	115	166	153	12	1	166
彦部	131	104	78	58	46	99	145	133	11	1	145
佐比内	148	118	91	69	31	66	96	76	10	10	96
赤沢	185	155	126	102	32	72	111	60	11	39	111
長岡	120	95	73	55	27	58	84	63	10	11	84
合計	1,178	919	700	529	350	740	1,097	920	94	82	1,097

出典：国立研究開発法人 農業・食料産業技術総合研究機構 農業情報研究センター

（2015年と2020年の農林業センサスのデータに基づく予測値 2024年2月公表の予測値）

(2) 認定農業者の経営耕地面積と拡大目標面積

- 地域農業の担い手となっている認定農業者の現状経営耕地面積の合計は、1,782ha で、そのうち個人経営体が 880ha、法人経営体が 902ha とほぼ同程度となっています。
- 水分地区の認定農業者の経営耕地面積の合計は 323ha で、そのうち個人経営体が 136ha、法人経営体が 187ha で法人経営体の経営面積が多くなっています。
- 認定農業者の拡大目標面積の紫波町合計面積は 233ha で、そのうち個人経営体が 119ha、法人経営体が 114ha とほぼ同程度となっています。
- 水分地区の認定農業者の拡大目標面積の合計面積は 69ha で、そのうち個人経営体が 22ha、法人経営体が 46ha と法人経営体の拡大目標面積が多くなっています。
- 水分地区の認定農業者の拡大目標面積の 69ha は、紫波町の地区別面積の中で最も多く、法人の拡大目標面積 46ha も町内の地区で最も多くなっています。
- 水分地区に隣接する日詰地区の拡大目標面積は 1ha、古館地区の拡大目標面積は 8ha と極めて少なくなっています。

表 2-2 認定農業者の経営形態別現状の経営耕地面積と拡大目標面積

地区	個 人 経 営		法 人 経 営		合 計	
	現状経営耕地面積 (ha)	拡大目標面積 (ha)	現状経営耕地面積 (ha)	拡大目標面積 (ha)	現状経営耕地面積 (ha)	拡大目標面積 (ha)
日詰	17	1	0	0	17	1
古館	58	8	0	0	58	8
水分	136	22	187	46	323	69
志和	296	35	77	19	372	55
赤石	152	14	244	4	396	18
彦部	113	22	220	27	333	49
佐比内	18	6	5	0	23	6
赤沢	53	4	19	6	72	10
長岡	37	6	151	11	188	17
合計	880	119	902	114	1,782	233

資料：認定農業者経営改善計画 2024 年 4 月時点

拡大目標面積＝目標面積－現状経営耕地面積

(3) 供給過剰となる農地面積の試算値

- 離農する経営体から供給されてくる供給農地面積から農地の受け手となる認定農業者の拡大目標面積を引いた供給過剰農地面積の紫波町合計面積は、2025年に117ha、2030年に507ha、2035年に864haになると試算されます。
- 水分地区は、2025年には供給過剰農地が発生しないと試算されますが、2030年に25ha、2035年に75haの供給過剰農地面積が発生すると試算されます。
- 2035年の供給過剰面積の2020年の経営耕地面積に対する割合は、町合計で36%になると試算されますが、水分地区は23%と町内では最も供給過剰農地面積割合が低くなると試算されます。
- 水分地区は、町内では、最も供給農地割合が低いですが、隣接する日詰地区の供給過剰面積が22ha、古館地区が70haになると試算され、供給過剰農地割合は日詰地区で48%、古館地区で45%となると試算されます。

表 2-3 供給過剰となる農地面積の試算値(ha)

地区	供給過剰農地面積試算値(ha)			供給過剰農地面積割合	
	2025年	2030年	① 2035年	② 2020年経営耕地面積	③＝①÷② 供給過剰面積割合
日詰	6	15	22	46	48%
古館	19	46	70	157	45%
水分	▲ 25	25	75	323	23%
志和	25	113	193	549	35%
赤石	37	96	148	349	42%
彦部	▲ 3	50	97	310	31%
佐比内	25	59	90	199	45%
赤沢	22	62	101	293	34%
長岡	11	41	67	177	38%
合計	117	507	864	2,403	36%

※供給農地面積と経営耕地面積は、田、畑、樹園地の合計面積

※供給過剰農地面積＝各予測年の供給農地面積－認定農業者の拡大目標面積

認定農業者の拡大目標面積は、2024年4月時点の経営改善計画を基に計算

(4) 基幹的農業従事者の見通し

- 紫波町の基幹的農業従事者数は、2020年の1,729人から2035年には、823人（2020年対比48%）に減少し、このうち64歳以下の基幹的農業従事者は、2020年の439人から2035年には112人（2020年対比26%）に減少すると試算されます。この結果、65歳以上の高齢化比率は、2020年の75%から2035年には、86%に上昇すると試算されます。
- 水分地区の基幹的農業従事者数は2020年の168人から2035年には、71人（2020年対比42%）減少すると試算されます。この結果、64歳以下の基幹的農業従事者は、35人から2035年には12人（2020年対比34%）に減少すると試算され、この結果65歳以上の高齢化比率は、2020年の79%から2035年には83%に上昇すると試算されます。
- 2035年の64歳以下の基幹的農業従事者数は、南伝法寺4人、宮手3人、上松本、下松本、升沢、小屋敷、上山が1人と試算されます。

※基幹的農業従事者の見通し試算方法

2025年の年齢別基幹的農業従事者数は2020年の年齢別従事者の人数を5歳上の年齢階層の人数としている。同様に2030年は10歳上、2035年は15歳上の階層の人数としている。ただし75歳以上の年齢階層の人数は、各年次とも2020年と同じ人数としている。

図2-1 基幹的農業従事者見通し（紫波町計）

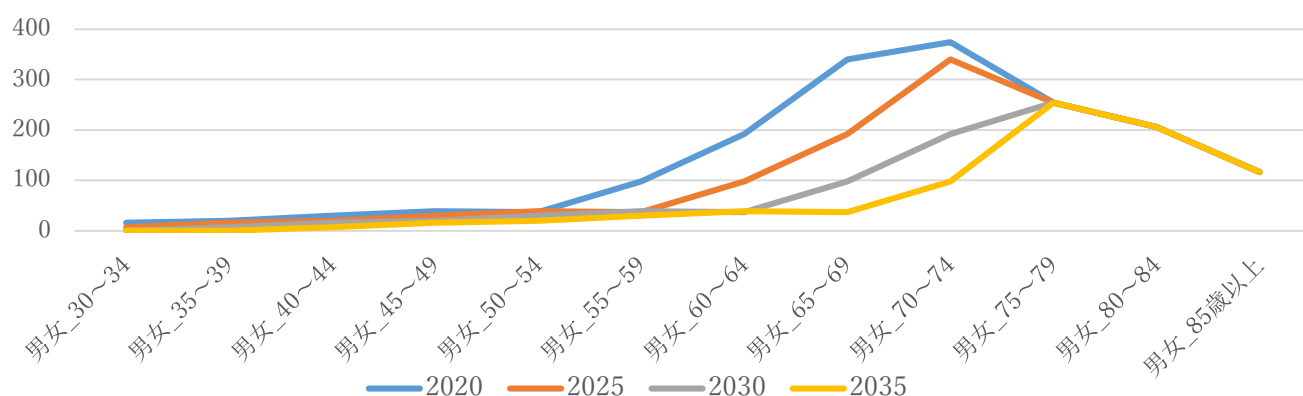


図2-2 基幹的農業従事者数試算（紫波町計）

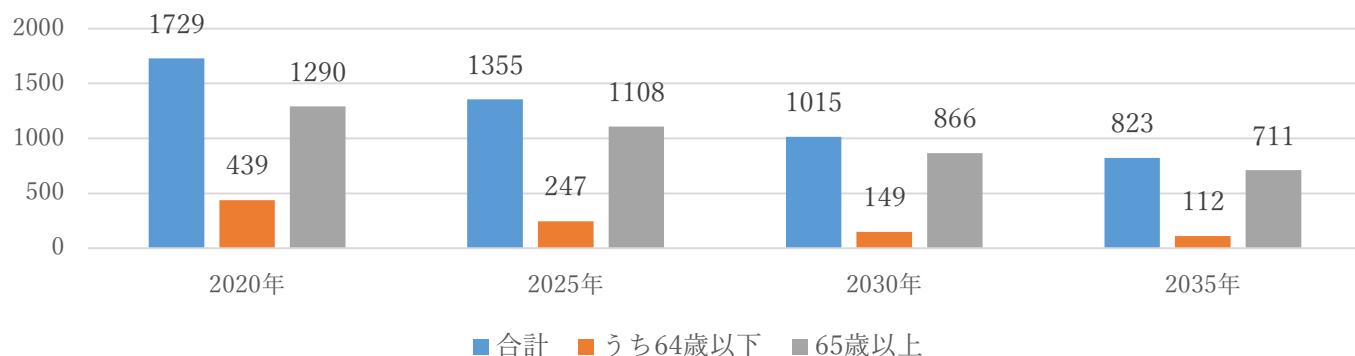


図2-3 基幹的農業従事者見通し（水分計）

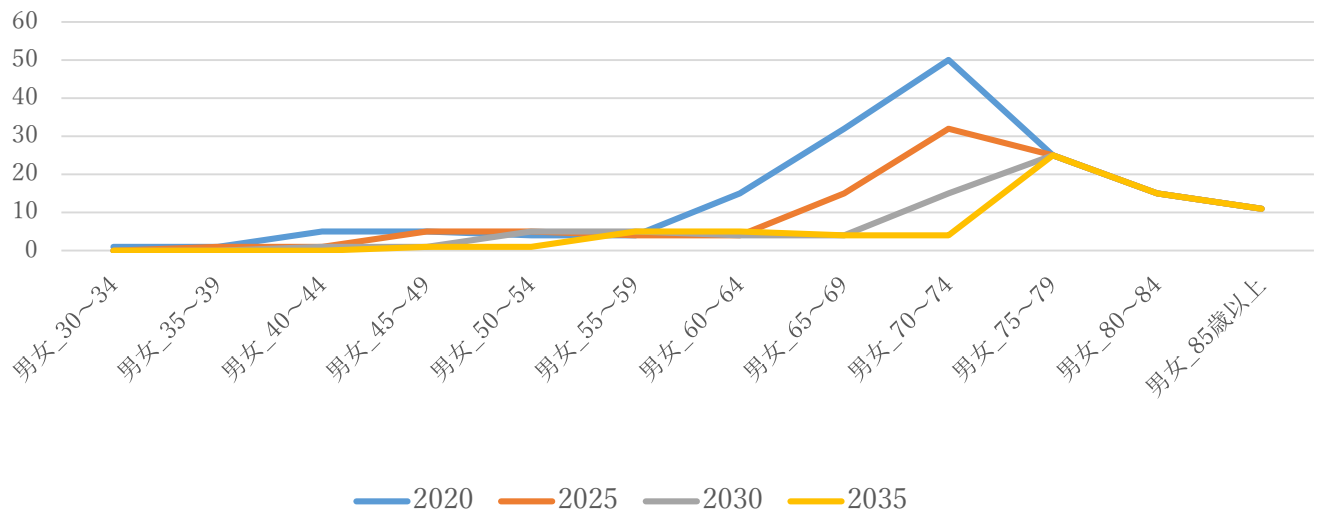


図2-4 基幹的農業従事者数試算（水分計）

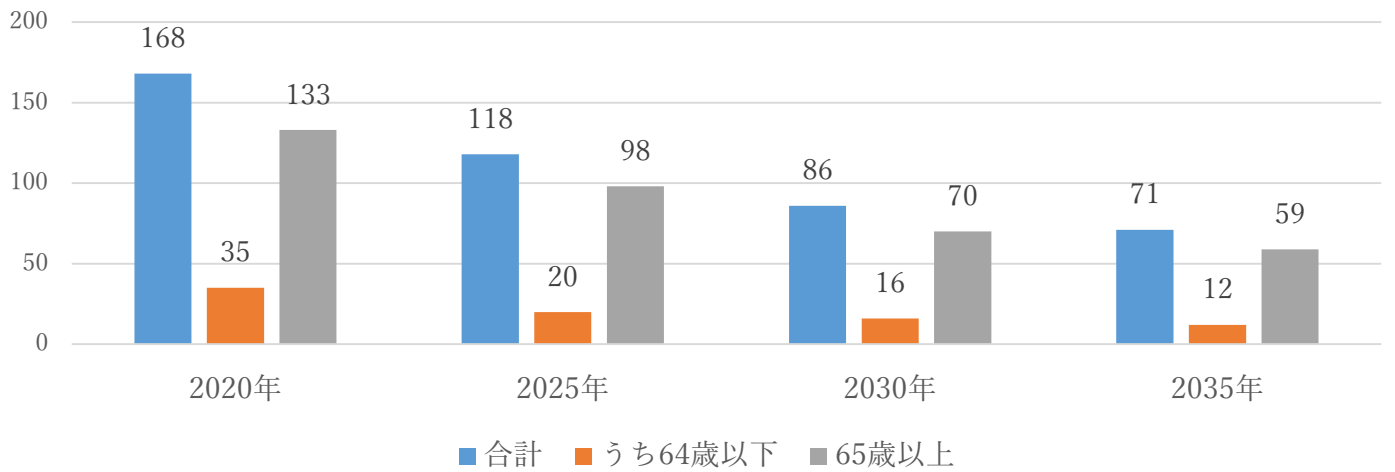
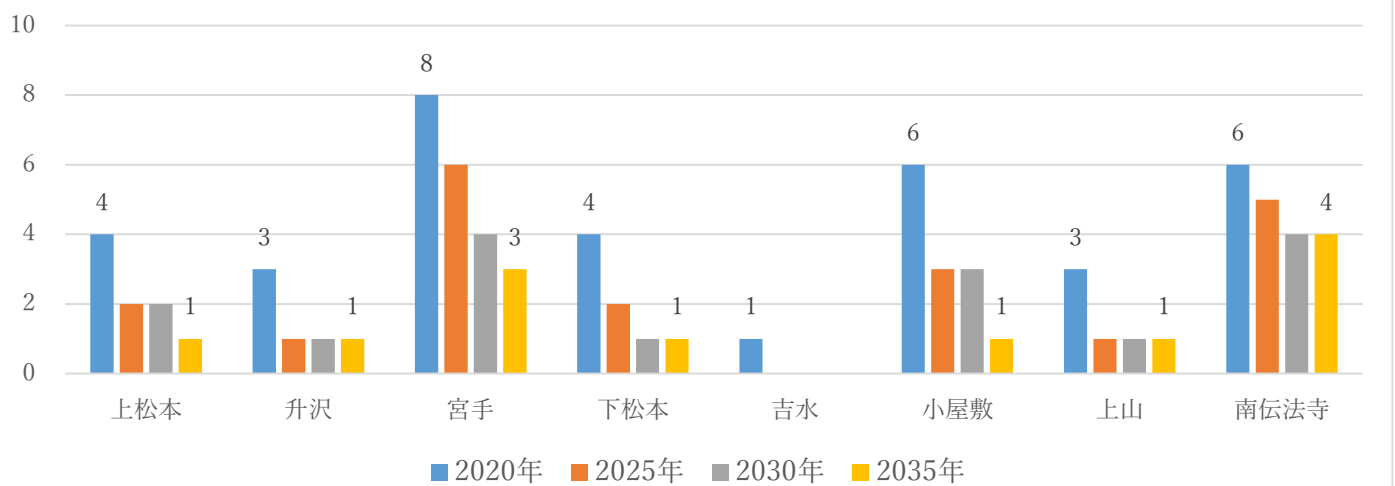


図2-5 水分地区の64歳以下の基幹的農業従事者数試算



2.水分地区営農意向調査（策定委員会）

（１）営農意向調査対象者数と回収率

策定委員会で実施した営農意向調査の回収率は合計で 94%ですが、水分営農組合、法人、非法人の集落営農、個人担い手の回収率は 100%となっています。

ちなみに紫波町が全町で実施した営農意向調査の紫波町合計の回収率は 65%で水分地区の回収率は 56%となっており、水分地区で独自に取り組まれた営農意向調査の回収率は極めて高くなっています。

表 2-1 水分地区営農意向調査の対象者数と回収率

調査対象		対象者数	回収人数	回収率
水分営農組合員	個人（認定農業者含む）	200	187	93.5%
	農事組合法人	2	2	100%
農事組合法人		2	2	100%
非法人集落営農		3	3	100%
株式会社		3	3	100%
個人担い手		8	8	100%
合 計		218	205	94%

※実施主体：水分地区地域計画策定委員会

※調査期間：2024 年 7 月 28 日～8 月 20 日 資料：策定委員会

表 2-2 紫波町全体で実施した営農意向調査の対象農家数と回収率

	対象農家数	回答農家数	回答率
日詰地区	71	31	44%
古館地区	239	222	93%
水分地区	286	161	56%
志和地区	538	340	63%
赤石地区	338	209	62%
彦部地区	324	217	67%
佐比内地区	186	120	65%
赤沢地区	277	151	55%
長岡地区	248	180	73%
紫波町計	2,507	1,631	65%

※実施主体：紫波町農政課

※調査時期：令和 5 年 12 月～令和 6 年 2 月

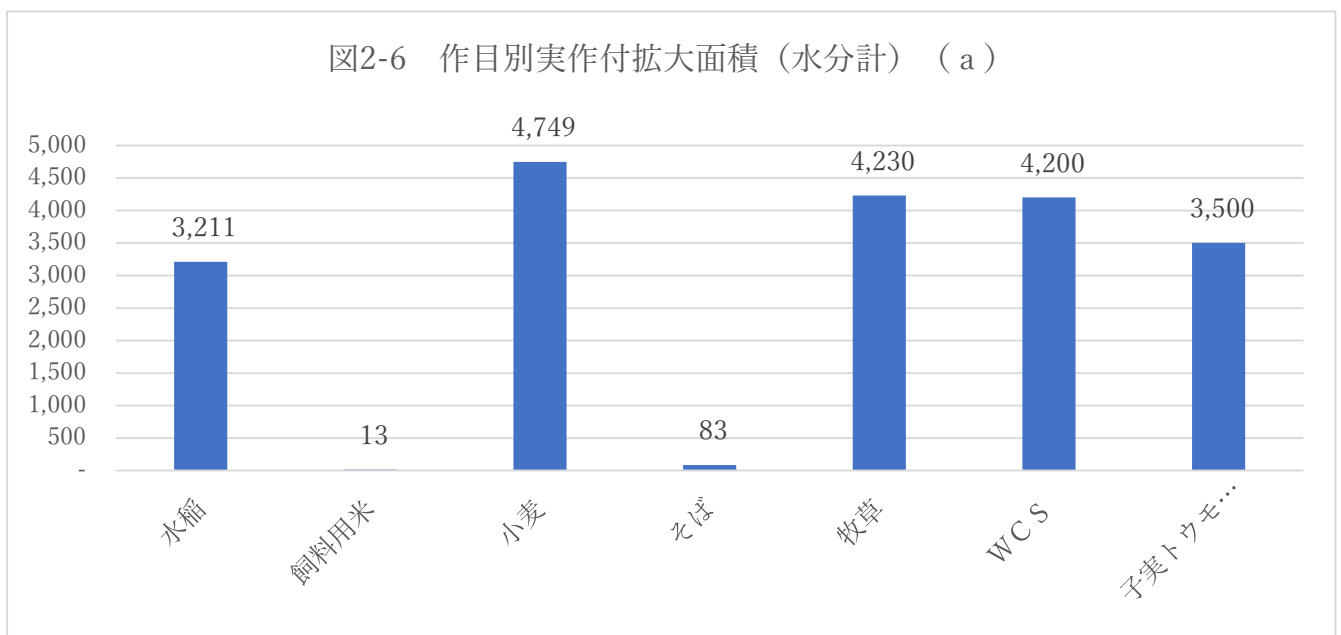
(2) 作物別経営方向

- 水分地区地域計画策定検討委員会が実施した「地域計画策定意向調査」では、今後5年以内に増やす面積から減らす面積とやめる面積を引いた実拡大面積は、小麦が47ha、牧草とWCSが42ha、子実トウモロコシが35ha、水稻が32haとなっています。
- そばは、現状維持が87haと最も多く、増やす面積は、0.8haとほとんどありません。
- 繁殖牛は、増やす頭数が53頭で減らす3頭、やめる11頭で差し引き39頭の増頭となっています
※やめる面積は未記入が多いので不正確な面積となっています。

表 2-2 作物別作付面積の意向

作物		作付面積 (a)・飼養頭数 (頭)				
		① 増やす	② 現状維持	③ 減らす	④ やめる	⑤ 実拡大面積・頭数 ⑤=①-③-④
耕種 (a)	水稻	8,193	23,645	1,874	3,108	3,211
	飼料用米	200	471	187	-	13
	小麦	5,104	7,695	140	215	4,749
	そば	83	8,684	-	-	83
	牧草	4,625	933	84	311	4,230
	WCS	4,200	1,008	-	-	4,200
	子実トウモロコシ	3,500	-	-	-	3,500
畜産 (頭)	繁殖牛	53	42	3	11	39

図2-6 作物別実作付拡大面積 (水分計) (a)



(3) 水稻の経営方向

- 今後5年以内の水稻の経営方向で回答した経営体数の愚兄は164経営体で、最も多いのは、現状維持111経営体（68%）、次いでやめる25経営体（15%）、増やすが18経営体（11%）、減らすが10経営体（6%）となっています。
- 経営方向別で回答のあった水稻作付面積の合計は368haで現状維持の水稻作付面積は236ha、増やす面積は82ha、やめる面積は31ha、減らす面積は、19haとなっており、増やす面積からやめる面積と減らす面積を引いた需給試算面積は、32haとなり、今後5年以内では、需要面積の方が多く水田の過剰が発生しないと見込まれます。
- ただし、地区ごとに需給試算を行うと、需要超過になるのは、小屋敷第2が22.9ha、吉水が11.6ha、下松本が8ha、宮手第2が4.6haになると試算されます。
- 縮小面積とやめる面積が増やす面積を上回り供給過剰となるのは、南伝法寺第4が7.2ha、上松本第2が5ha、小屋敷第1が3haと試算されます。

図2-7 水稻の今後の経営方向（水分計）

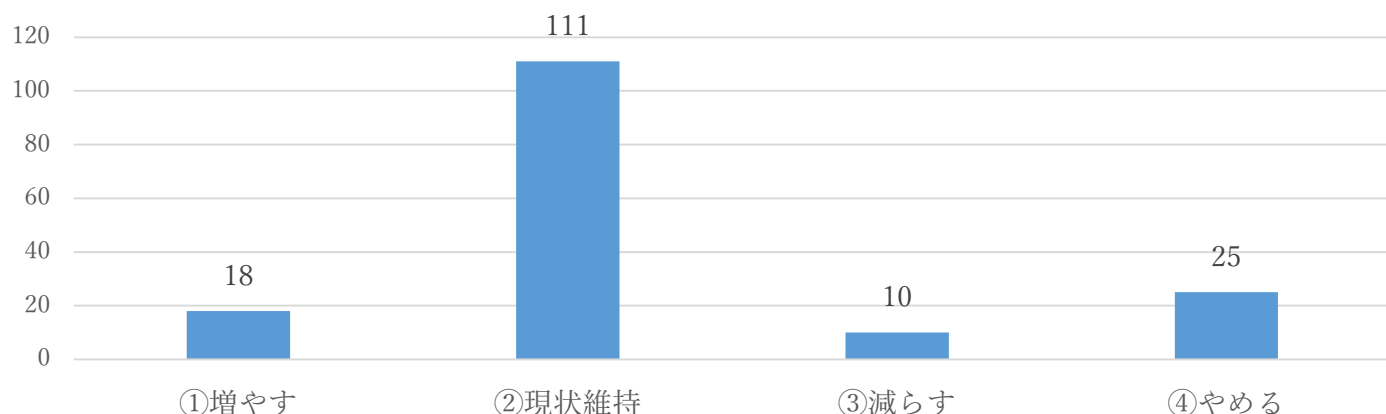


図2-8 水稻の今後の作付面積（水分計）（a）

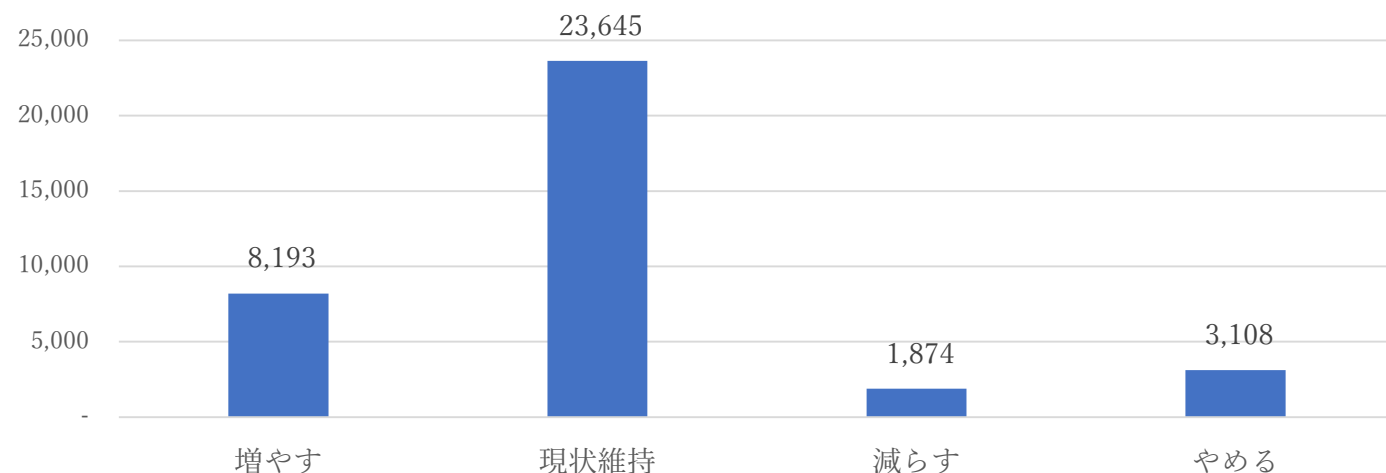
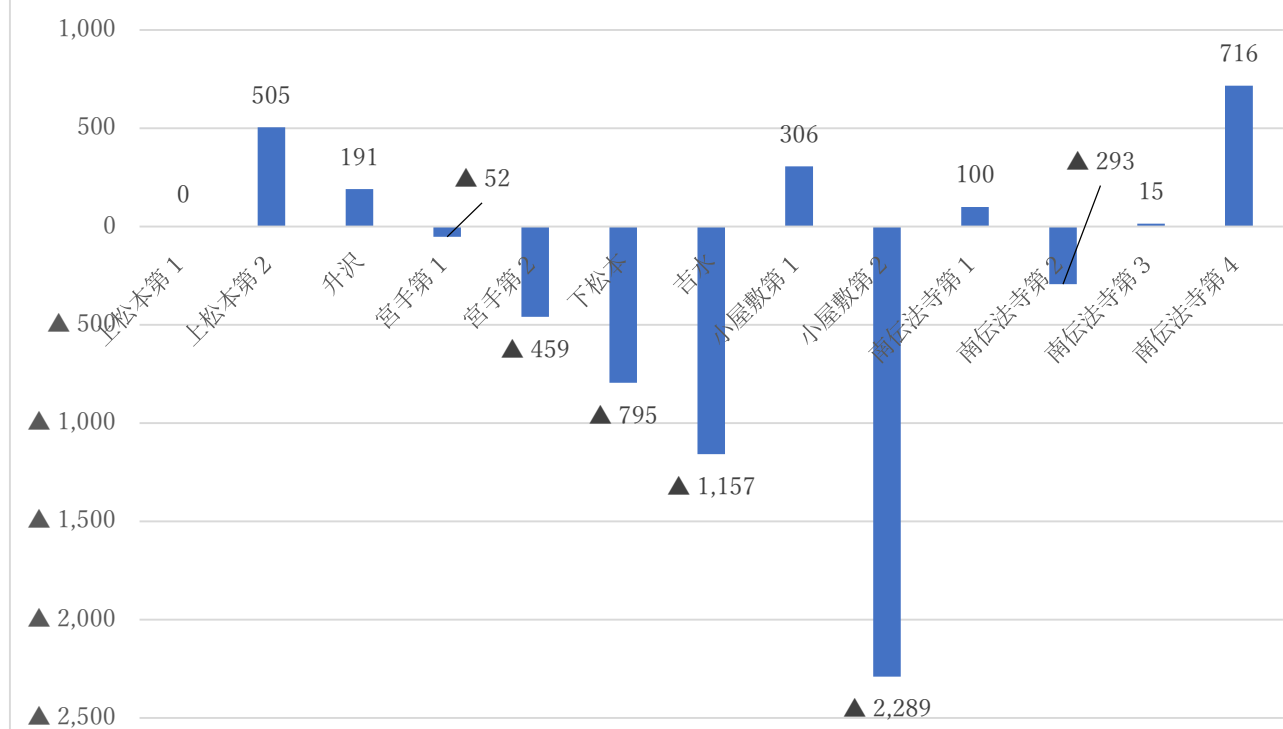


表 2-3 地区別水稻作付面積の需給試算

地 区	水稻作付面積(a)				
	①増やす	②現状維持	③減らす	④やめる	⑤需給試算 ⑤=③+④-①
上松本第 1	0	1,541	0	0	0
上松本第 2	206	1,385	96	615	505
升沢	100	3,264	125	166	191
宮手第 1	1,000	3,183	880	68	▲ 52
宮手第 2	1,020	5,847	286	275	▲ 459
下松本	950	1,734	118	37	▲ 795
吉水	1,157	132	0		▲ 1,157
小屋敷第 1	360	1,175	39	627	306
小屋敷第 2	2,500	245	0	211	▲ 2,289
南伝法寺第 1	0	1,822	0	100	100
南伝法寺第 2	850	844	50	507	▲ 293
南伝法寺第 3	50	810	0	65	15
南伝法寺第 4	0	1,662	280	436	716
計	8,193	23,645	1,874	3,108	▲ 3,211

図2-9 水稻作付面積需給試算(a)



(4) 認定農業者の水稻作付面積の意向

- 認定農業者の経営形態別の経営意向は、個人経営では、現状維持が11経営体と最も多くなっていますが、法人経営では、増やすが4経営体で最も多くなっています。
- 法人経営では、拡大面積が44haで縮小する面積はありません。
- 個人経営では、現状維持が62haと最も多く、拡大面積は21haで法人経営の44haの半分程度となっています。また減らす面積が8.8haとなっています。
- 認定農業者と比較して、面積は少ないものの一般農業者の拡大面積も17haあります。

図2-10 認定農業者の水稻の今後の経営意向

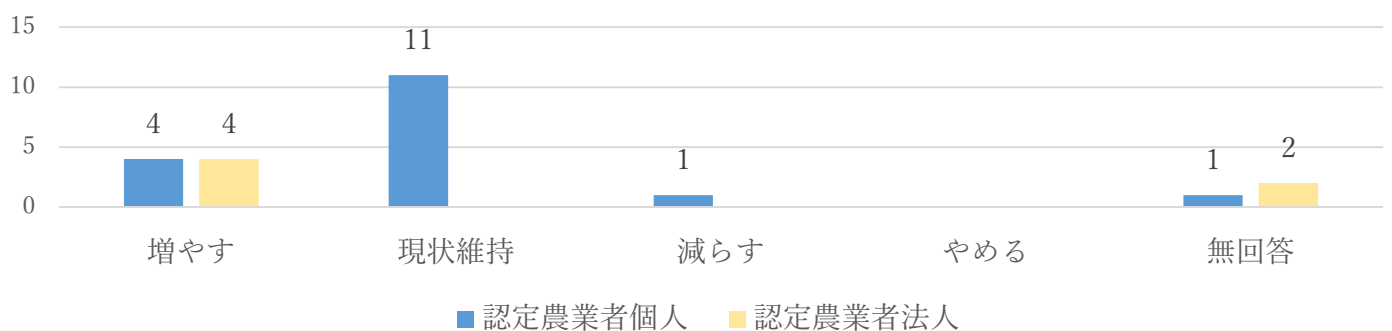


図2-11 認定農業者の水稻の今後の作付面積意向 (a)

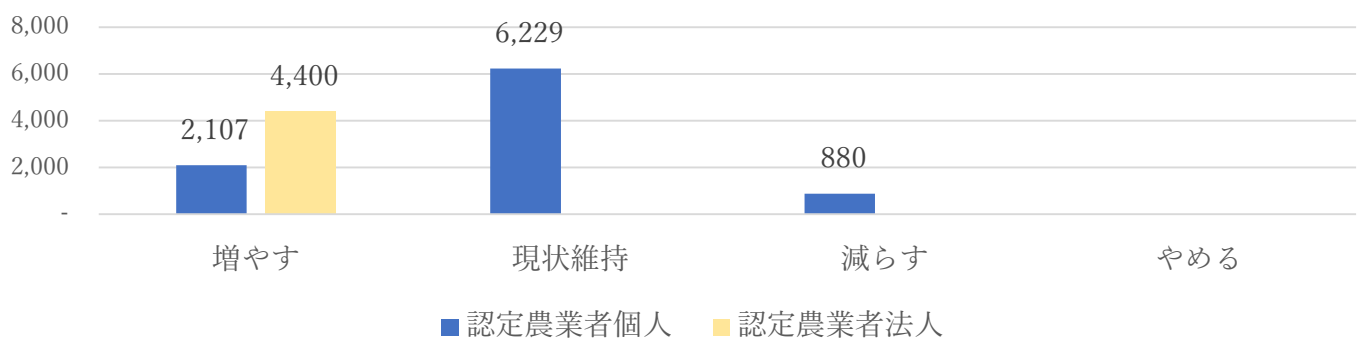
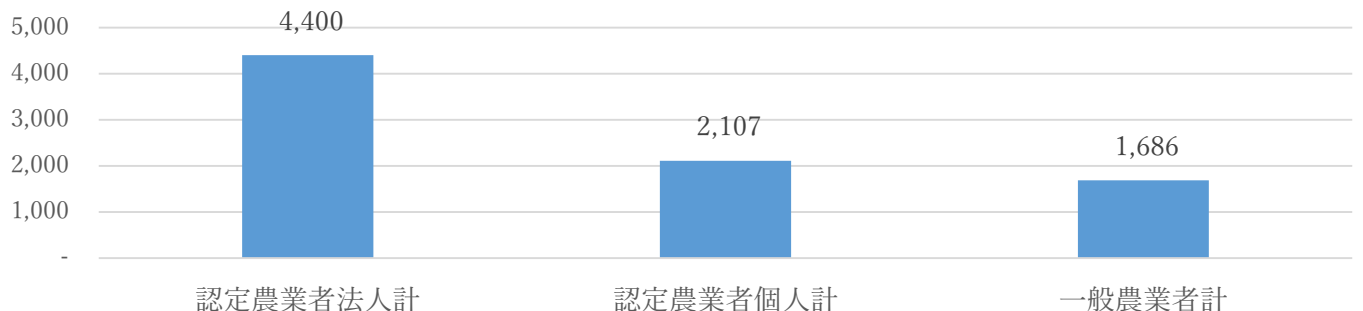


図2-12 水稻作付面積拡大希望面積(a)



(5) 経営規模拡大・縮小の方法

- 経営規模拡大方法では、農地貸借が 22 経営体で最も多く、次いで、農地取得が 10 経営体となっています。
- 経営規模縮小方法では、作業委託が 30 経営体で最も多く、次いで貸借が 22 経営体で、売却が 14 経営体となっています。
- 借りて規模拡大したい経営体が多いのに対し、作業委託で規模を縮小したい経営体が多く乖離が見られます。

図2-13 規模拡大方法（水分計）

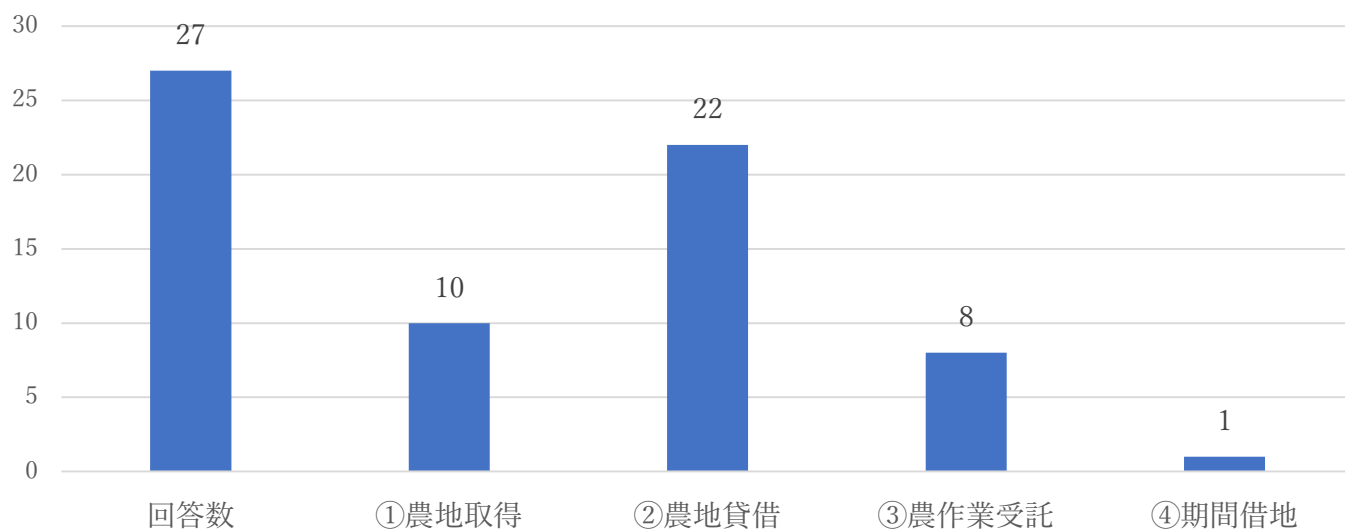
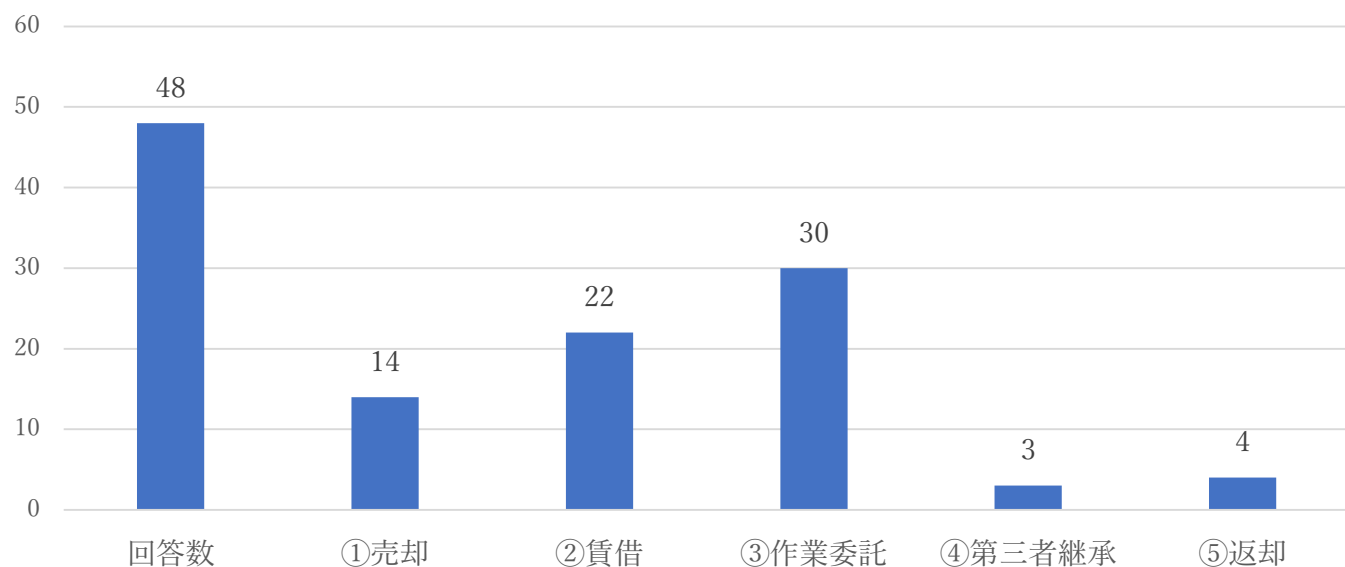


図2-14 規模縮小方法（水分計）



(6) 農業後継者の状況

- 農業後継者の状況の回答数の合計は 182 経営体で、自分の代でやめるが 57 経営体 (31%) で最も多く、次いで農業に従事していないが 52 経営体 (29%)、決まっていないが 46 経営体 (25%) で一緒に農業に従事しているのは 27 経営体 (15%) となっています。
- 自分の代でやめると回答している経営体が多いのは、上松本第 2 の 10 経営体、小屋敷第 1、南伝法寺第 1 の 7 経営体、宮手第 2 の 6 経営体となっています。
- 自分の代でやめると回答している割合が高いのは、南伝法寺第 1 の 58%、小屋敷第 1 の 54%、松本第 2 の 48% となっています。

図2-15 農業後継者の状況（水分計）

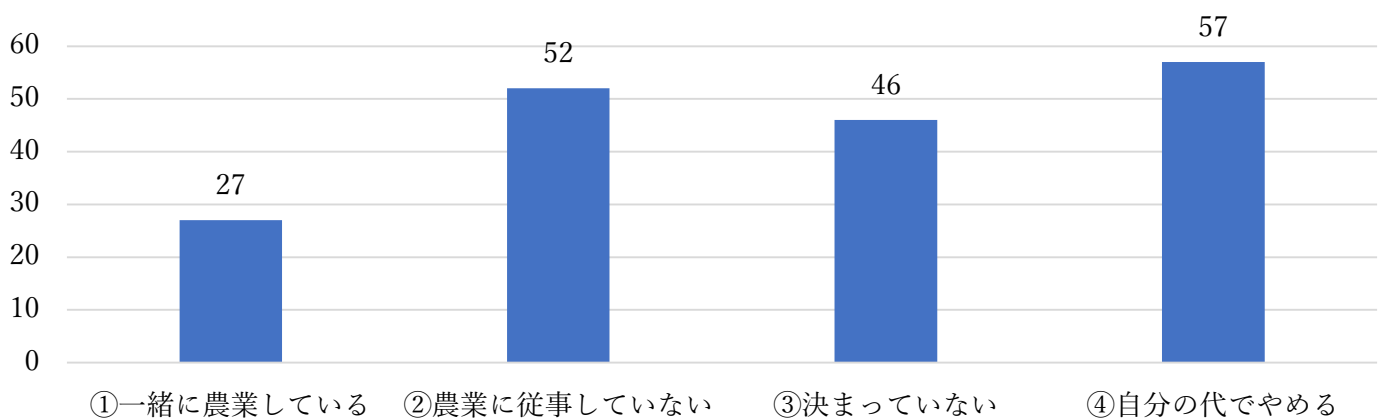


図2-16 農業後継者（水分計）

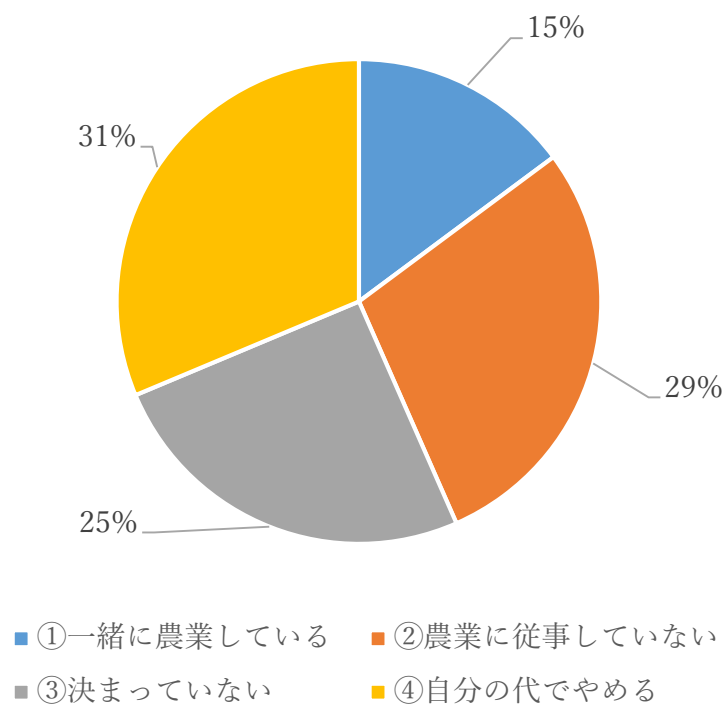


図2-17 自分の代で農業をやめる経営体数

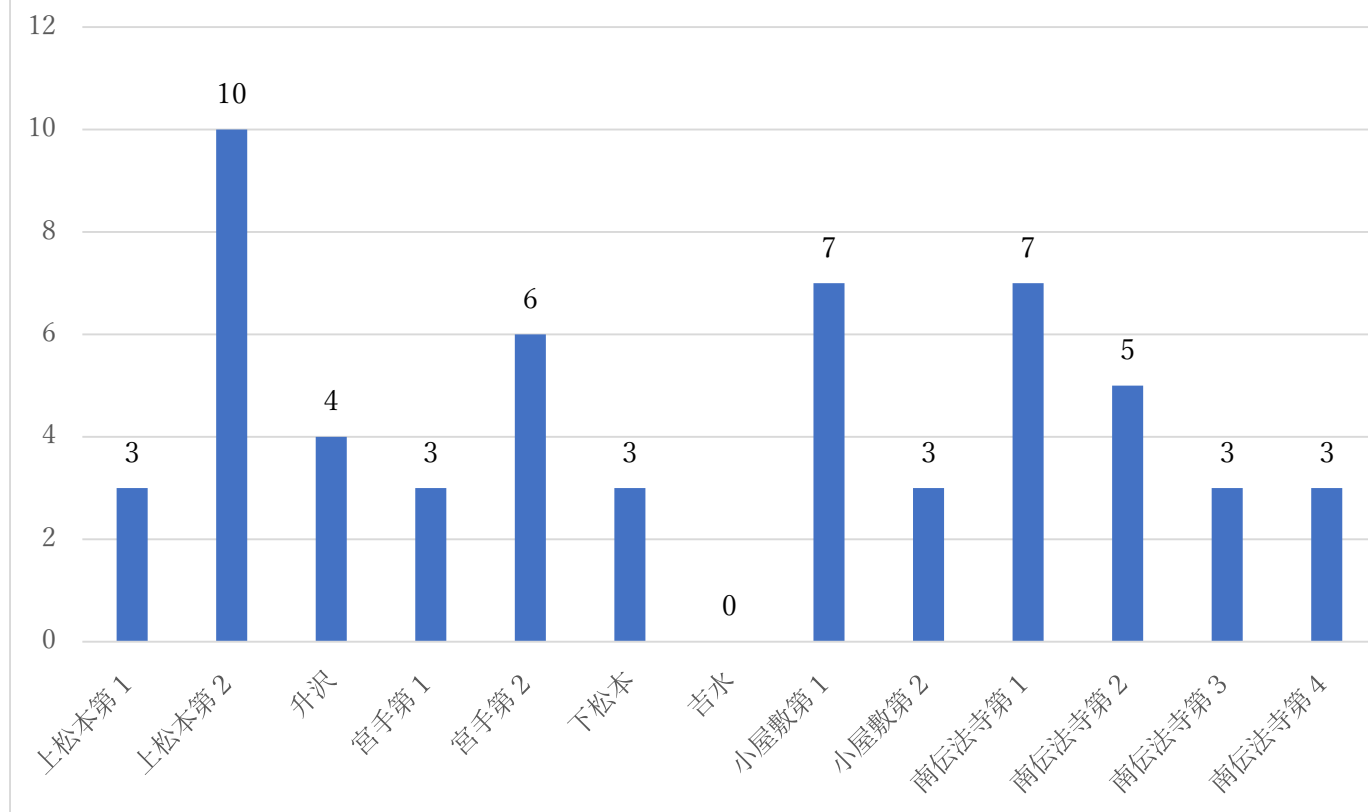
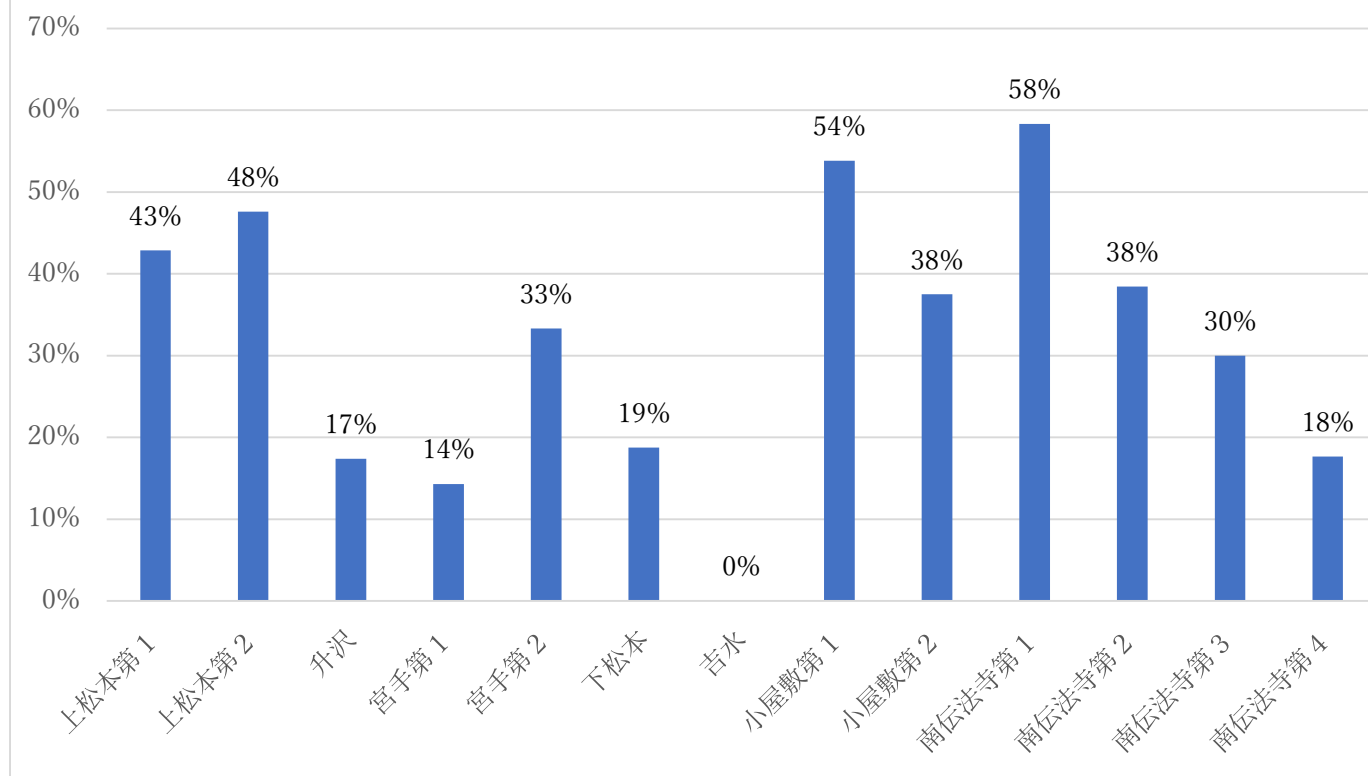


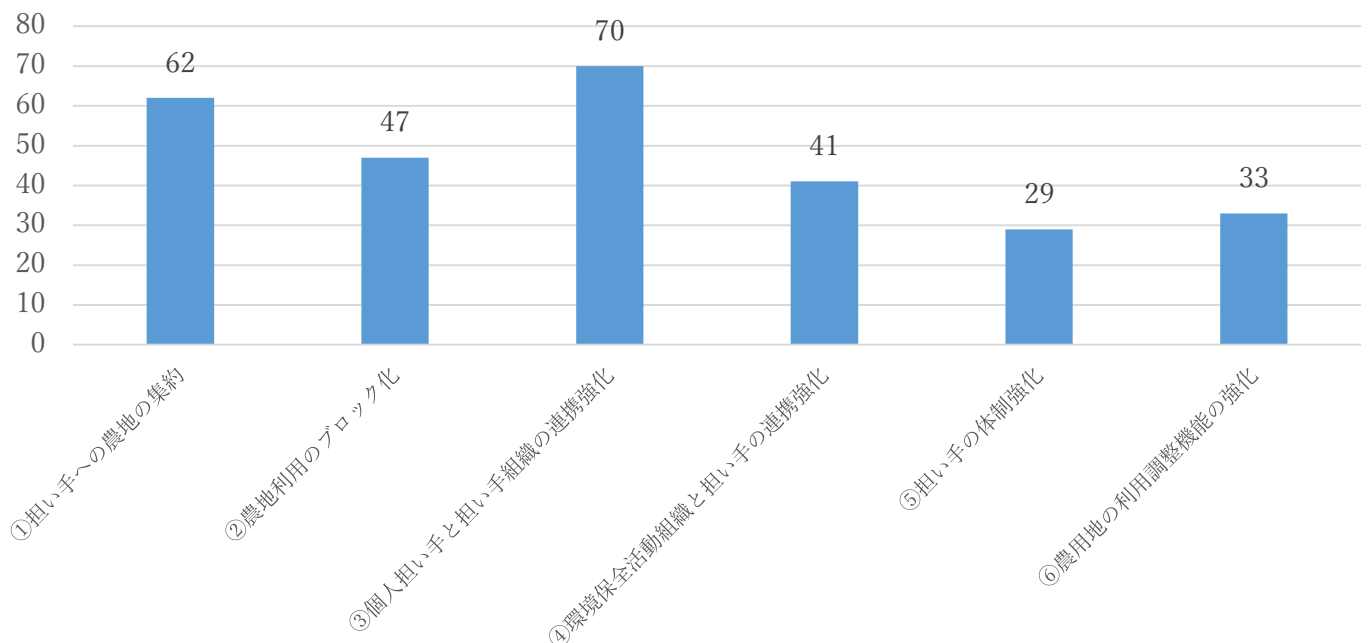
図2-18 自分の代で農業をやめる経営体の構成比



(7) 今後の水田農業のあり方

- 今後の水田農業のあり方では、個人担い手と担い手組織の連携強化が 70 経営体で最も多く次いで担い手への農地の集約が 62 経営体（22%）となっています。（重複回答有）
- 認定農業者の経営形態別では、個人経営では、担い手への農地の集約が 37%と最も多く、法人経営では、環境保全活動組織と担い手の連携強化が 28%、農地利用のブロック化が 22%と多くなっています。
- 今後の水稻の営農意向との関係では、今後増やすと回答している経営体では、担い手への農地集積が 35%と最も多く、現状維持の回答では、個人担い手と担い手組織連携強化が 26%、減らすと回答では、担い手への農地の集積 31%、担い手の体制強化が 25%と多くなっています。
- 担い手への農地の集約の構成割合が高いのは、松本第 1、下松本、南伝法寺第 2 となっています。
- 農地利用のブロック化の回答割合が高いのは、吉水、小屋敷第 1、小屋敷第 2 となっています。
- 個人担い手と担い手組織の連携強化の回答割合が高いのは、南伝法寺第 2、第 3、第 4、宮手第 1 となっています。
- 環境保全活動組織と担い手の連携強化の回答割合が高いのは、南伝法寺第 1、第 2、第 3、第 4、上松本、升沢となっています。
- 担い手の体制強化の回答割合が高いのは、小屋敷第 1 となっています。
- 農用地の利用調整機能の強化の回答割合が高いのは、南伝法寺第 1、吉水、松本第 1、宮手第 2 となっています。

図2-19 今後の水田農業のあり方（水分計 総回答数）



※重複回答があるため、各回答の合計値は、回答農家数とは一致しない

図2-20 今後の水田農業のあり方（総回答数に対する回答割合）

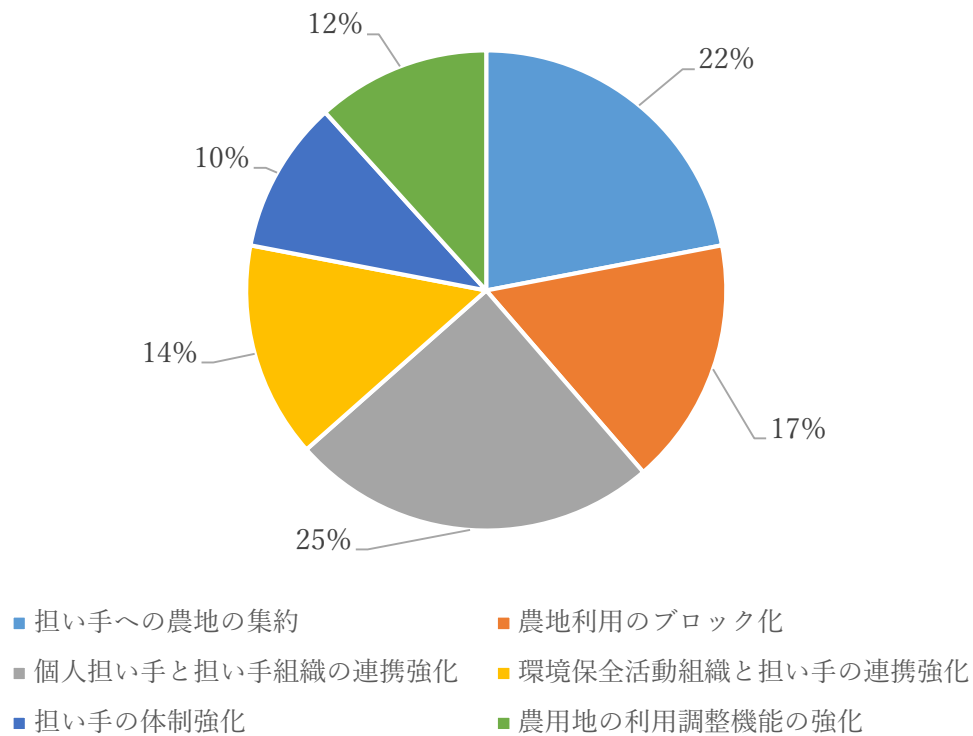


図2-21 認定農業者の経営形態と今後の水田農業のあり方
（総回答数に対する回答割合）

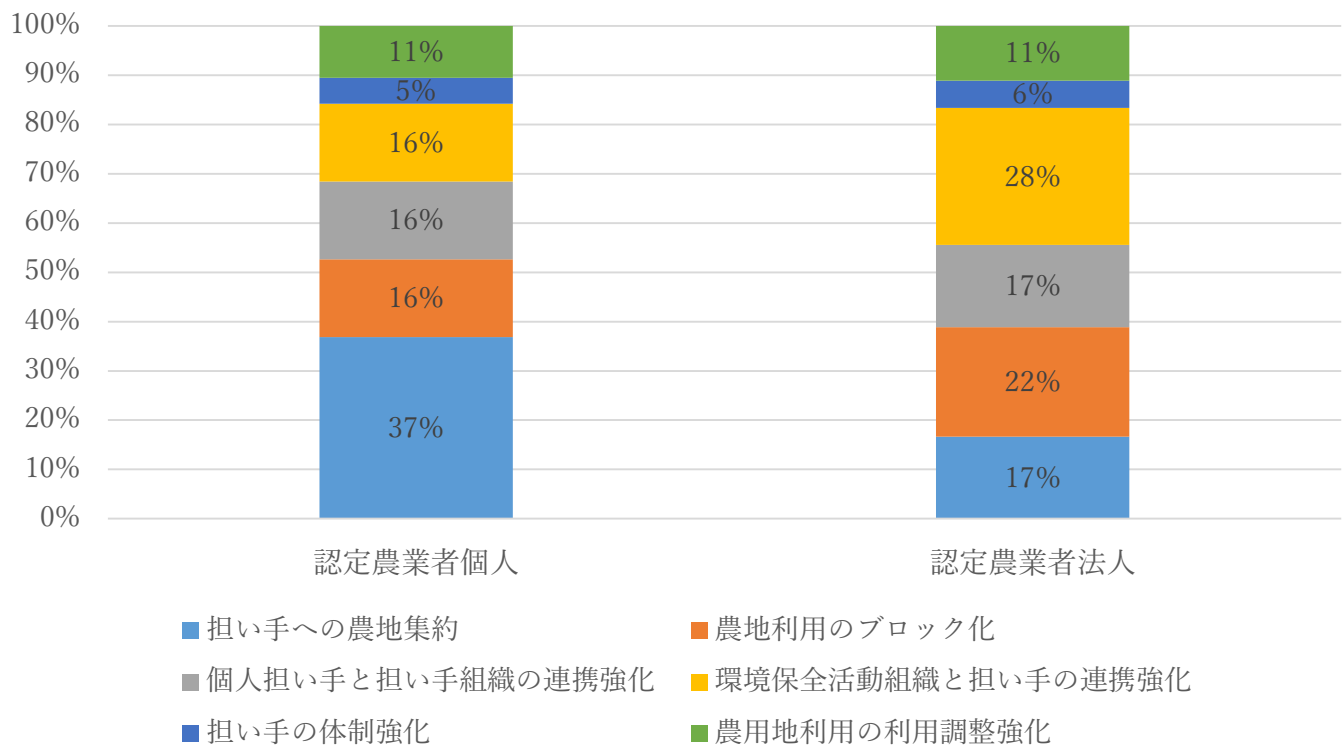


図2-22 水稻の今後の営農意向と水田農業のあり方
(総回答数に対する回答割合)

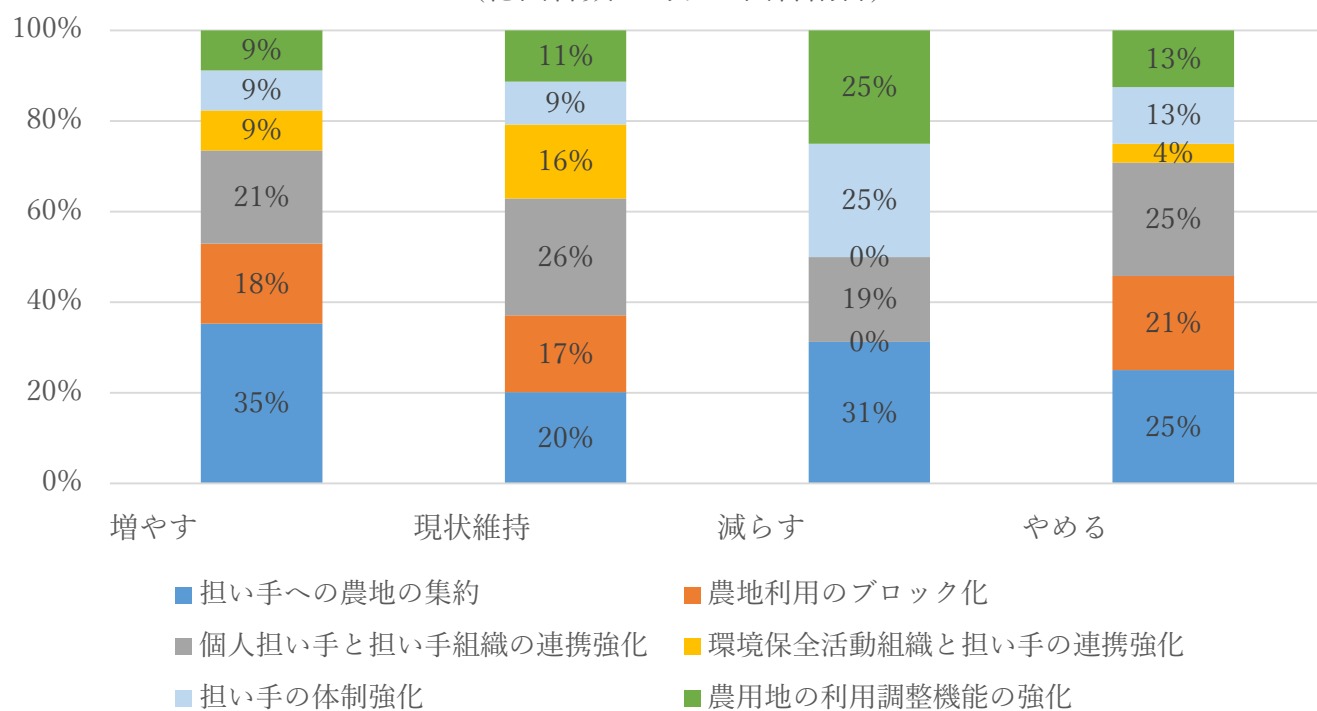
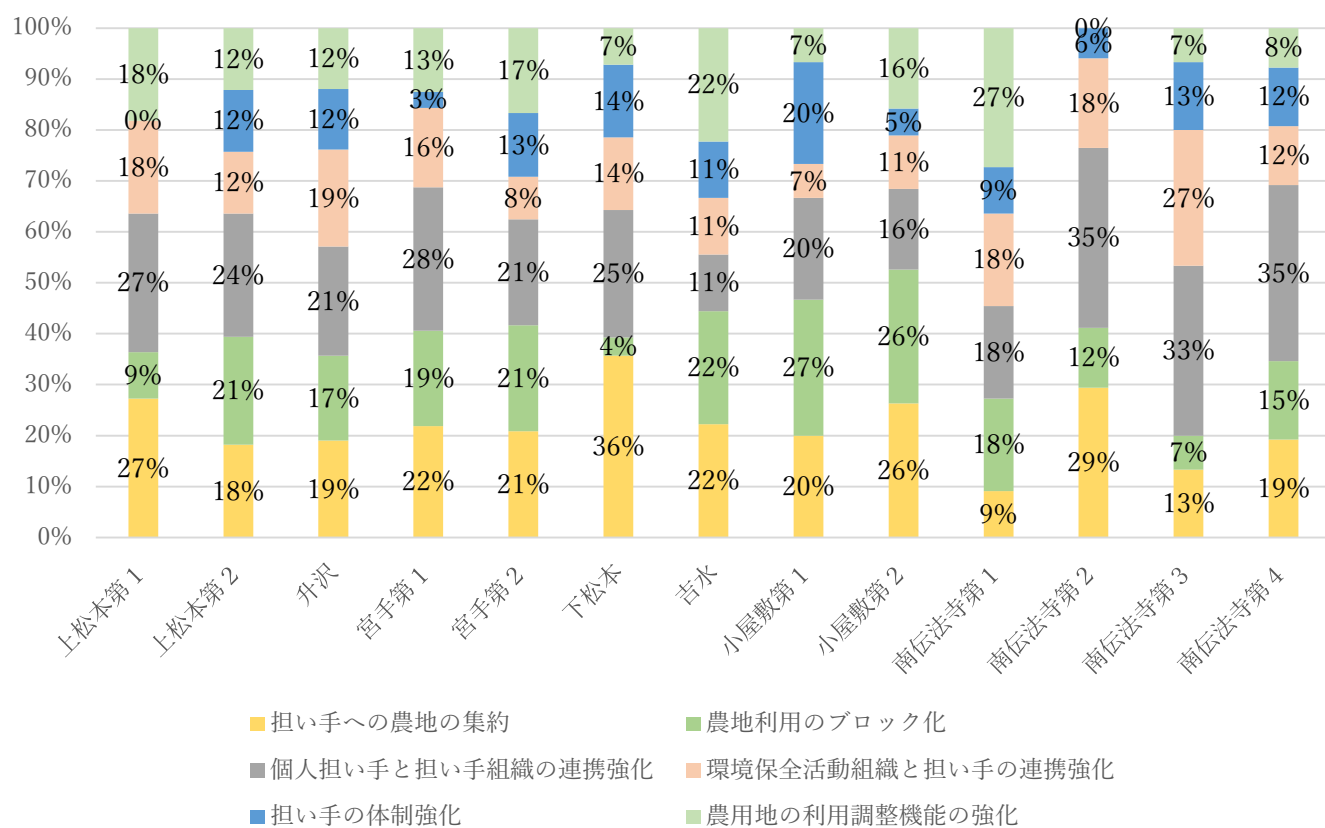


図2-23 地区別の今後の水田農業のあり方 (回答割合)



3.経営規模拡大意向経営体インタビュー調査（策定委員会、紫波町）

（１）インタビュー調査結果（策定委員会）

営農意向調査の中で経営規模拡大を目指すと回答した 10 経営体を対象に、下記の項目について質問するインタビュー調査を行いました。

インタビュー調査を基に経営規模拡大意向経営体の課題と課題解決のための検討視点を整理すると表 3-1 のとおりです。

○調査年月日：2024 年 12 月 4 日 6 経営体、12 月 6 日 4 経営体

○調査項目：経営規模、機械施設、規模拡大可能面積と技術的特徴、規模拡大方法と拡大地域、経営規模拡大の課題と課題解決のための提案

表 3-1 規模拡大意向経営体の課題と課題解決のための検討視点

経営規模拡大意向経営体の課題	課題解決のための検討視点
①働き手がいらない	○法人化して従業員として雇用する必要がある。農家のみで法人化するより農業関連企業との法人化がいいのではないか。 ○設立する法人に J A が出資することはできないのか。 ○農業は冬場の作業がないため従業員の周年雇用が難しい。水分地区の農業者、酒造業者、観光業者が特定地域づくり事業協同組合を設立し、組合員に人材を派遣する取り組みをつくれぬか。
②機械施設の整備が必要	○特に乾燥調製・作業がネックとなっている。担い手が規模拡大するためには乾燥調製施設の整備が必要、水分地区でライスセンターが整備できればいいのではないか。 ○現状の担い手が連携し既存の乾燥調製施設を品種ごとに分担するとか、乾燥調製施設に特化する法人があればいいのではないか。
③もち米は、うるち米に比較し、今早期の稼働率が悪く、銀河のしずくと刈り取り作業が競合	○作業効率を上げて経営規模拡大図るためには、栽培品種をうるち米に移行していく必要があるのではないか。
④現行の水稻生産技術では規模拡大が限界	○密苗疎植、露地プール育苗、乾田直播、ドローン直播、汎用コンバインで水稻を刈り取りなどの新たな省力技術の導入が必要ではないか。
⑤現行の転作作物では、小麦の播種とそばの乾燥調製、稲刈り作業が競合	○そばの作付面積を減らし、子実トウモロコシや大豆の作付面積を増やし作業時期の平準化を進め経営規模拡大を図ることが必要ではないのか。
⑥水稻の拡大希望面積が少ない。	○牧草、W C S は拡大希望があることから、飼料用作物の栽培面積を拡大し、繁殖牛経営の粗飼料確保と資源循環を進めることが必要ではないのか、また水田放牧も検討する必要があるのではないか。
⑦古館地区の借地もあり作業効率が悪い。	○古館地区と水分地区の担い手が話し合って他地区の借地を交換し、それぞれの地区内の担い手に農地を集積する必要があるのではないか。

(2) うるち米ともち米の経済性比較試算（紫波町）

経営規模拡大意向経営体から、もち米はうるち米に比較し乾燥機の稼働率が悪く、銀河のしずくと刈り取り作業が競合するという課題が出されたことから、うるち米ともち米の経済性を比較してみました。

従来、もち米は、うるち米より販売単価が高かったため、紫波町では、もち米団地として栽培がおこなわれ、全国の市町村の中では最大級の栽培面積となっています。しかしながら、2024年にうるち米の価格が上昇したため、2024年産のヒメノモチの生産者概算金は、銀河のしずくより650円/30kg安くなっています。また、単収はうるち米の方が高く、減歩率もうるち米の方が低いという実態もあります。

単収と減歩率を考慮した10a当たり販売金額は、ヒメノモチは銀河のしずくより27,344円少なくなる試算されます。銀河のしずくとヒメノモチの販売金額の格差は1haで27.3万円、5haで137万円、10haで276万円と試算され、JAいわて中央のヒメノモチ栽培面積1714haでは販売金額の格差は4.6億円と試算されます。

ヒメノモチは二段乾燥する必要があるため、乾燥機の占有時間が31時間必要となり、ひとめぼれの乾燥機の占有時間13時間に対し長くなると見込まれます。

ヒメノモチはひとめぼれより収穫期間が短いことも考慮して乾燥機の償却費を試算すると、玄米1kg当たりの乾燥機の償却費は、ひとめぼれが10.2円/kg、ヒメノモチが45.8円/kgと試算され、ヒメノモチの乾燥機の償却費はひとめぼれの450%になると試算されます。

表 3-2 うるち米ともち米の販売金額試算

	① 銀河のしずく (厳選)	② ひとめぼれ (特別栽培米)	③ ヒメノモチ (特別栽培米)	③－①
令和6年生産者概算金(円/30kg)	8,600	8,325	7,950	▲ 650
令和6年生産者概算金(円/kg)	286.7	277.5	265.0	▲ 22
10a当たり収量(kg/10a)	540	540	520	▲ 20
減歩率(%)	4.0%	4.0%	12.0%	8%
10a当たり販売数量(kg/10a)	518.4	518.4	457.6	▲ 61
10a当たり販売金額(円/10a)	148,608	143,856	121,264	▲ 27,344

資料：策定委員会の資料を基に紫波町で試算

作付面積別販売金額格差 (ヒメノモチ－銀河のしずく)	
作付面積	販売金額格差(円)
10a	▲ 27,344
1ha	▲ 273,440
5ha	▲ 1,367,200
10ha	▲ 2,734,400
1714ha	▲ 468,676,160

表 3-3 うるち米ともち米の乾燥機の償却費試算

	品 種	A ひとめぼれ	B ヒメノモチ	B/A	備 考
	出穂期	8 月 12 日頃	8 月 7 日頃		J A いわて中央栽培ごよみ
	成熟期	10 月 1 日頃	9 月 20 日頃		J A いわて中央栽培ごよみ
	収穫適期	10 月 1 日～ 10 月 15 日	9 月 20 日 ～30 日		
	①収穫可能日数	15	10	67%	ヒメノモチは収穫適期が短い
乾燥機	②乾燥機占有日数	1	3	300%	もち米は二段乾燥するため占有日数が長い 乾燥機の占有時間はひとめぼれが 13 時間ヒメノモチが 31 時間
	③乾燥機年間理論稼働回数 (①÷②)	15	3.3	22%	
	乾燥機 (石)	50	50	100%	
	④乾燥玄米量 (kg)	3,600	3,600	100%	玄米 60 俵
	⑤単収(kg/ha)	5,420	5,260	97%	農家実績値
	⑥理論乾燥可能面積 (ha) (④÷⑤)	0.66	0.68	103%	
	⑦理論乾燥面積(ha) (③×⑥)	9.96	2.28	23%	
コンバイン	⑧作業可能日数率	65.1%	65.1%	100%	岩手県高性能農業機械導入計画
	⑩乾燥機年間実負担面積 (⑦×⑧)	6.5	1.5	23%	
乾燥機	⑪乾燥機購入価格 (50 石)	2,505,600	2,505,600	100%	サタケ SDR5000X (50 石)
	⑫耐用年数	7	7	100%	農業機械施設法定耐用年数
	⑬年間減価償却費 (⑪÷⑫)	357,943	357,943	100%	
	⑭10a 当たり減価償却費 (⑬÷⑩÷10)	5,519	24,101	437%	
	乾燥機償却費単価 (円/kg) (⑭÷⑤÷10)	10.2	45.8	450%	参考: J A 乾燥料金 37.4 円/kg)

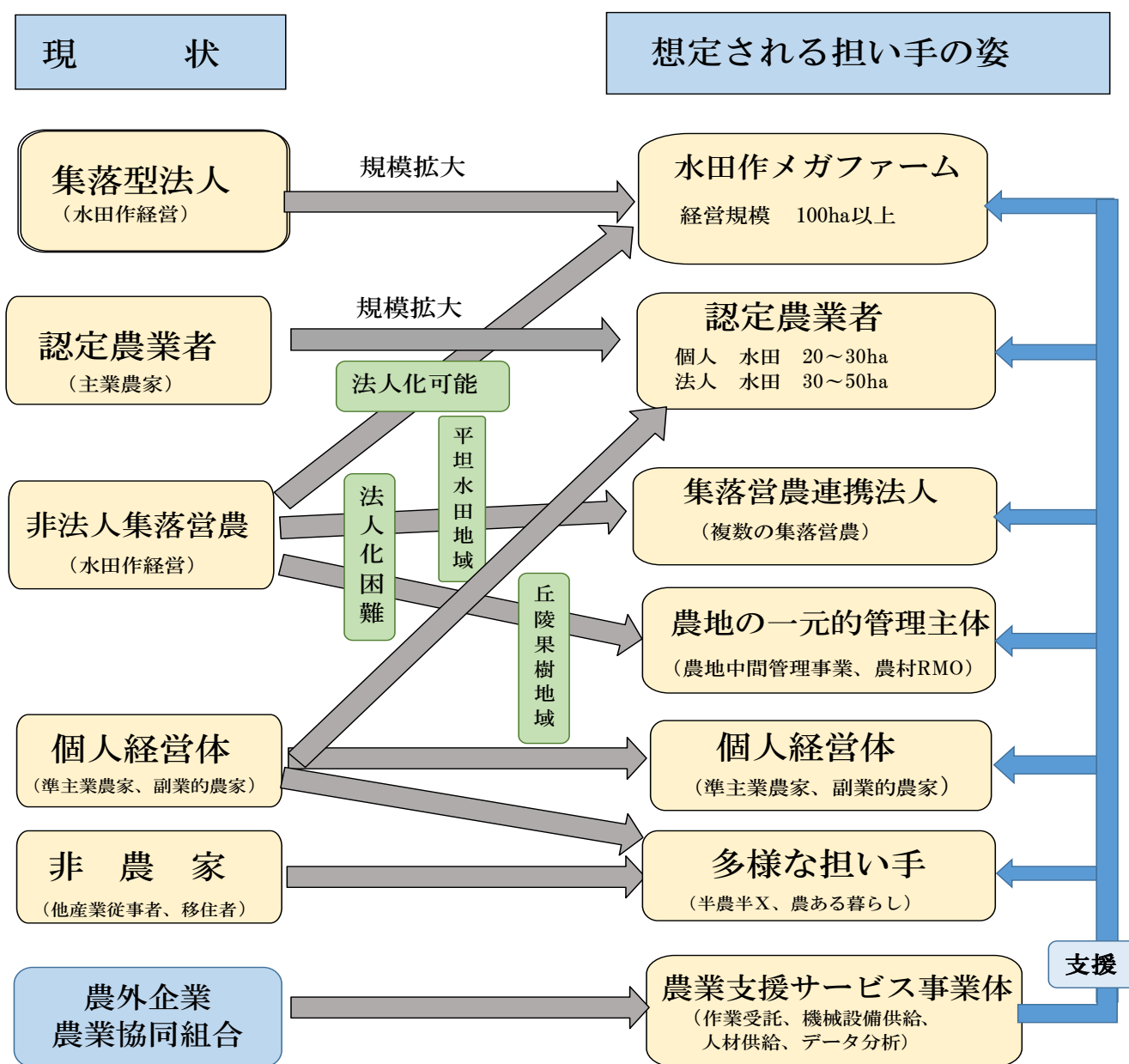
資料: 策定委員会の資料を基に紫波町で試算

4.今後の水田作経営の担い手と地域別農業課題と農業のあり方（紫波町）

（1）今後想定される水田作経営の担い手の姿

紫波町の水稲作付面積規模別経営面積の動向、集落営農の経営規模と30%の法人化率、認定農業者の経営改善計画の経営目標、作業受託経営体の減少等から、今後想定される水田作経営を担う者の姿は、水田作メガファーム、認定農業者（個人、法人）、集落営農連携法人、農地の一元的管理主体、個人経営体（準主業農家、副業農家）、多様な担い手（半農半X、農ある暮らし）、農業支援サービス事業体になると見込まれます。

図 4-1 今後想定される水田作経営を担う者の姿



出典：産業政策監調査研究報告第33号「地域農業持続のためのグランドデザイン」

～地域農業経営基盤強化促進計画作成のための参考資料～

(2) 地域別農業の課題と今後の農業のあり方

紫波町の地域を地勢、主作物、社会経済条件で分類すると、①平坦水田地域、②丘陵果樹地域、③混住兼業地域、④山間地域に分類され、地域ごとの農業の課題と地域農業の振興方向は、表 4-1 のとおり考えられます。

図 4-2 農業地域区分と地区名

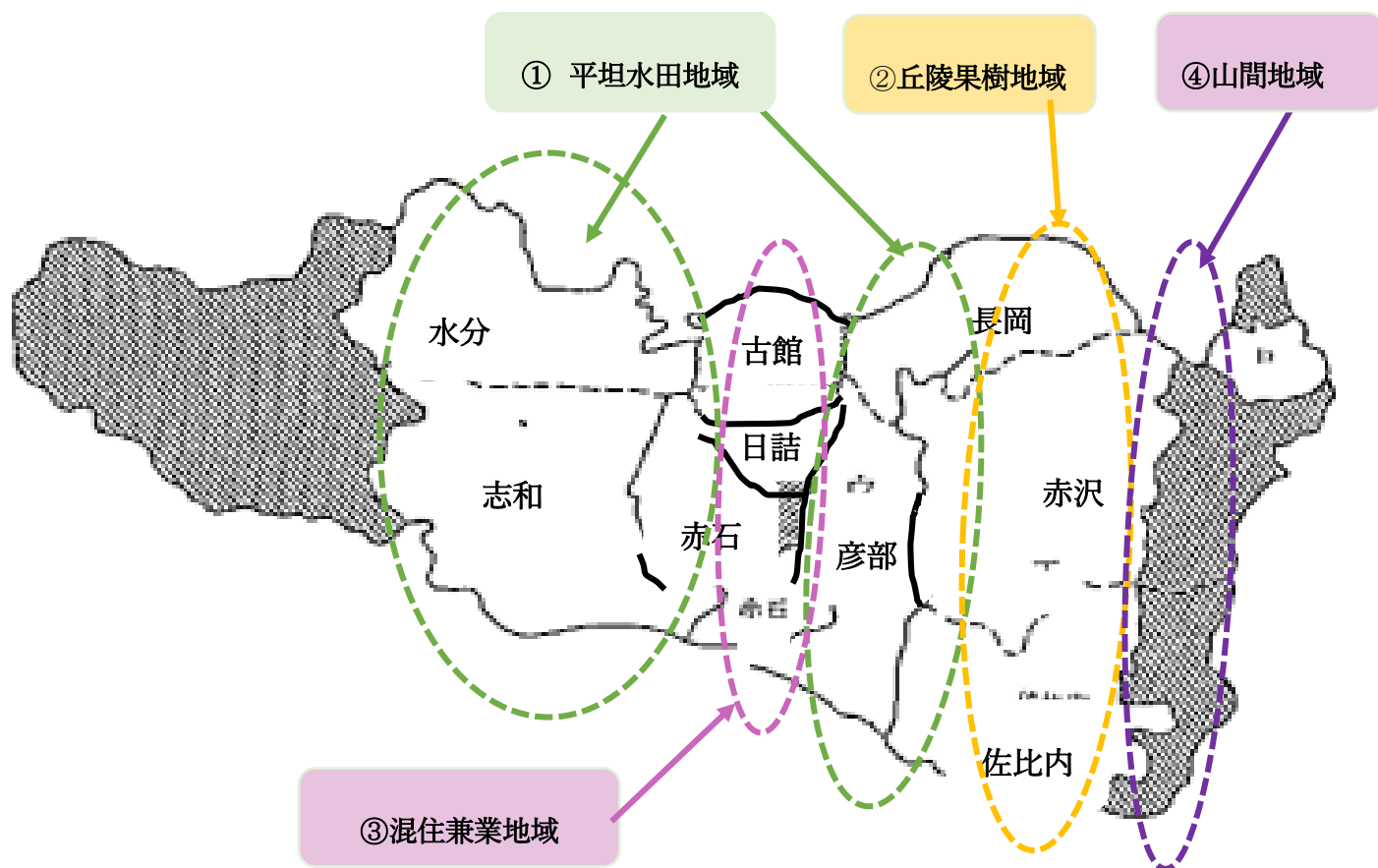


表 4-1 地域別農業の課題と地域農業の振興方向

	農 業 の 課 題	農 業 の 振 興 方 向
①平坦水田地域	・農業労働力の減少の加速化 ・稲作経営の収益悪化と経営規模拡大意欲の低下 ・非法人の集落営農の経営持続 ・省力的な転作作物の導入 ・資源循環型農業の推進	・稲作の省力栽培技術の導入 ・省力的な水田転作作物の導入と輪作体系確立 ・J Aのブランド野菜品目の新規就農者の確保 ・認定農業者の経営規模拡大 ・水田作メガファーム育成 ・非法人の集落営農の広域連携 ・耕畜連携による資源循環型農業の確立
②丘陵果樹地域	・果樹作の認定農業者の経営の持続 ・離農する農家の樹園地の継承 ・水田の引き受け手の確保	・雇用労働力の確保 ・第三者継承による新規就農者の確保 ・地域の農地を一元的に管理する仕組みの検討
③混住兼業地域	・農地の引き受け手の確保 ・農地の分散錯圃の解消 ・低利用農地の有効活用	・認定農業者の経営規模拡大支援 ・地域の農地を一元的に管理する仕組みの検討 ・農業体験農園の設置推進
④山間地域	・荒廃農地の増加による鳥獣被害の拡大	・荒廃農地の発生防止

5.水分地区の今後の農業のあり方の検討視点（紫波町）

（１）水田作メガファームの育成

○背景とねらい

農業従事者の高齢化の進行にともない、今後大量に水田が供給されてくると見込まれますが、既存の認定農業者だけでは、農地を活用しきれないため、地域の水田の受け皿となる大規模水田作経営体の育成が必要と考えられます。

○目指す水田作メガファームの姿

経営形態：株式会社、農事組合法人、一般社団法人

経営規模：100ha 以上

営農形態：水稲（移植＋直播）＋畑作（麦、大豆、子実トウモロコシ）

+機械化一貫体系確立野菜（タマネギ、ジャガイモ、ネギ等）の輪作体系

労働力：経営者＋雇用従業員

雇用条件：他産業並みの給与水準と法定福利厚生費（厚生年金、社会保険）

資本装備：大規模畑作機械体系（トラクタ、プラウ、ハロー、汎用コンバイン等）

スマート農業機械

（ロボットトラクタ、自動操舵田植機、水管理システム、ドローン、リモコン除草機、スマート乾燥調製施設、経営管理システム）

○想定される経営体

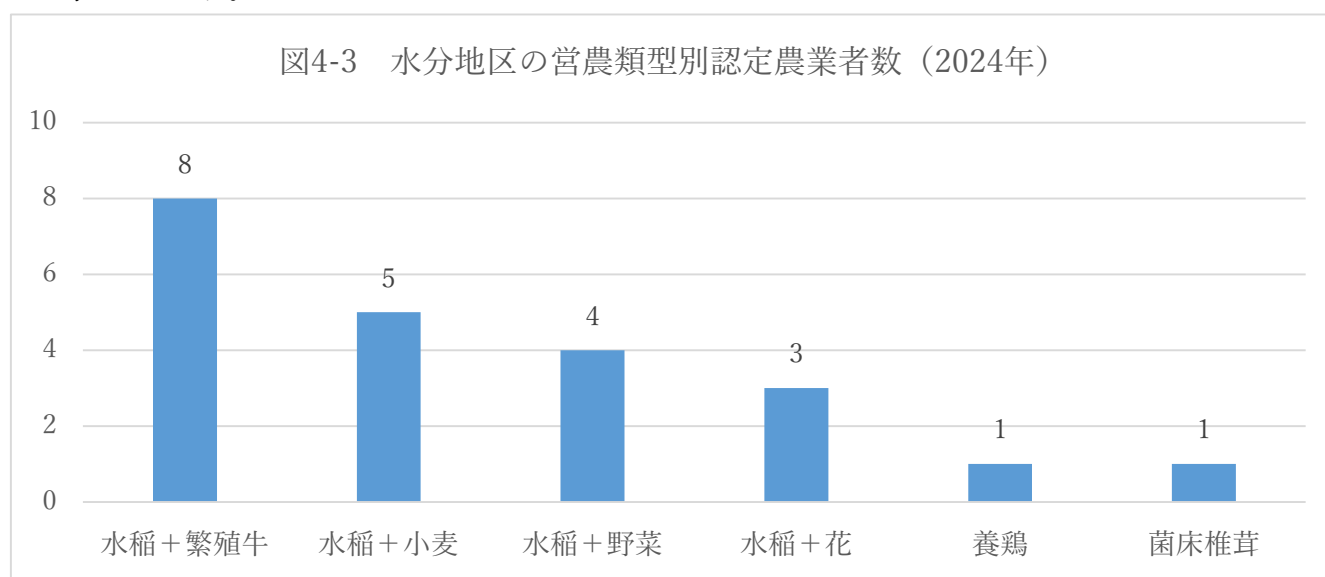
農業法人（集落型、水田作経営）、非法人の集落営農組織

（２）認定農業者を中心とする個人経営体の経営規模拡大

水分地区の2024年の営農類型別認定農業者数は、図4-3のとおりとなっています。

今後とも水稲、繁殖牛（牧草、WCS）、小麦、野菜、花の経営規模拡大と栽培圃場の団地化が必要と考えられます。

図4-3 水分地区の営農類型別認定農業者数（2024年）



(3) 就農形態別新規就農者確保

これまでの、新規就農希望者の希望を尊重した栽培方法や栽培品目での就農を支援してきましたが、今後は、想定される担い手の姿に即し、就農先を明確にして就農タイプ別に新規就農者を募集し、就農支援をしていくことが効率的と考えられます。

図 4-4 想定される担い手の姿と新規就農タイプ

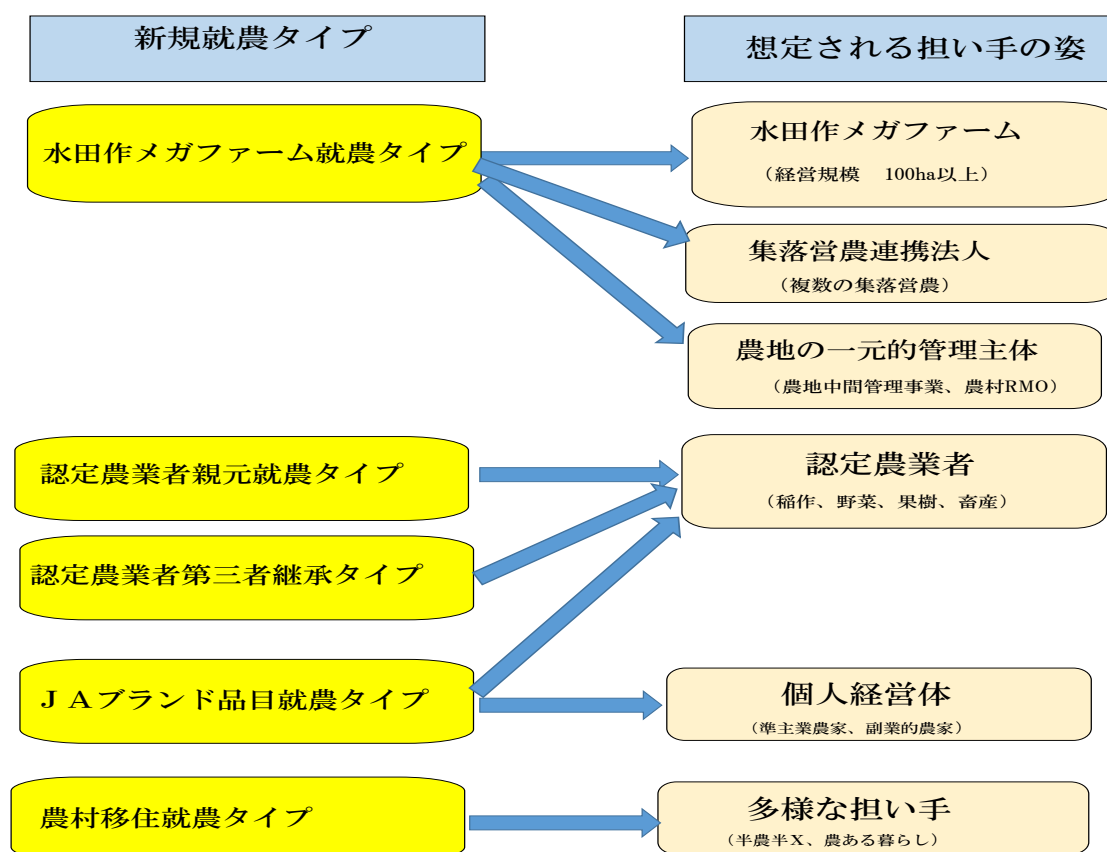


表 4-2 就農タイプ別確保目的、対象品目、主な支援策

就農タイプ	確保目的	対象品目	主な支援策
水田作メガファーム就農タイプ	地域の農地の受け皿となる大規模法人の人材を雇用により確保	機械一貫体系が確立された省力的作物 水稲、麦、大豆、子実トウモロコシ、タマネギ、ネギ、ジャガイモ等	地域おこし協力隊 新規就農者育成総合対策（雇用就農資金）
認定農業者親元就農タイプ	認定農業者の維持	認定農業者の経営品目	親元就農支援補助金（紫波町）
認定農業者第三者継承就農タイプ	認定農業者の確保	認定農業者の経営品目	経営発展支援事業
JAブランド品目就農タイプ	JAブランド品目のロットの維持・拡大	果樹：リンゴ、ブドウ 野菜：キュウリ、トマト、ピーマン 花き：リンドウ 畜産：肥育牛、繁殖牛	新規就農者育成総合対策（経営開始資金、就農準備資金、経営発展支援事業）
農村移住就農タイプ	定住人口の増加	上記以外の品目	農業体験農園設置推進

(4) 農地の一元的管理主体創設

○背景とねらい

現状の農地の所有形態は、小規模分散錯圃で経営規模を拡大しても生産性が上がらない状況となっているため、地域の農地を一元的に管理する主体を創設し、生産圃場の団地化を進め生産性の向上を図ることが必要と考えられます。

また、丘陵果樹地域の水田作の大規模経営体がないところでは、地域のみんで農地を管理するための農地の一元的管理主体の創設が必要と考えられます。

○目指す一元的管理の仕組み

地域の農地の所有者全員が農地中間管理事業を活用し、地域のすべての農地を農地中間管理機構に貸し出します。

地域の農地を一元的に管理する主体が農地中間管理機構から地域の農地をすべて借り入れて農業経営を行います。

【経営内容】 農業経営、農作業受委託、農地の保全管理

【地域の多様な志向を持った経営体との共栄共存】

＜規模縮小志向経営体・土地持ち非農家＞

一元的管理主体が規模縮小農家から農地を借り入れて所有者に地代を支払う。

＜自作志向経営体＞

一元的管理主体が機械作業をできない経営体から機械作業を受託したり、水管理や畦畔の除草が可能な経営体には、一元的管理主体から栽培管理作業を委託し、管理料を支払う。

＜規模拡大志向経営体＞

一元的管理主体から規模拡大志向経営体に特定農作業委託し規模拡大を支援する。

○想定される発展段階

水分営農組合：水分地区のほぼ全経営体が加入し転作の小麦、そばを栽培する組合で水分地区全体の
↓
転作のブロックローテーションの管理主体

農用地利用改善団体：集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農地の地権者等からなる団体で、その区域内における農作業の効率化（例：機械の共同購入・共同利用）や農地の利用関係の改善（担い手への農地集積のための調整）等の「農用地利用改善事業」を実施する団体
↓

農地の一元的管理主体：農地中間管理事業を活用して地域の農地を一括して貸出し、地域の農地管理主体が一括して借り受けて、地域の農地を一元的に管理し農業経営を行う主体

産業政策監調査研究報告 第 37 号

紫波町水分地区における地域計画策定経過

～地域で独自に水分地区地域計画策定委員会を設立し策定した水分水田農業ビジョンの事例～

執 筆 農村政策フェロー 小川勝弘

2025 年 4 月発行

発 行 岩手県紫波町 産業部 産業政策監

連絡先 〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1
電話 019-672-2111（代表）

紫波町ホームページ <https://www.town.shiwa.iwate.jp/>

本調査研究報告書の無断転用・使用はできません。本調査研究報告書の内容を使用する場合は、事前の許可が必要です。